

# 昭和五十四年度 陵墓関係調査概要

## 陵墓調査室

### 調査の全容

昭和五十四年度は、古代の高塚式陵墓と、埋蔵文化財包蔵地内にある陵墓の、営繕土木工事実施のため、工事施工区域について、当調査室では、陵墓監区の協力のもとに、次のように遺構・遺物の有無確認調査を実施して、工事による遺構破壊の防止に万全を期した。また、暫く中断していた、陵墓の石塔についての現状調査を、次のように実施した。

#### (事前調査)

一、埴口丘陵（奈良県北葛城郡新庄町大字北花内）外堤護岸工事区域の調査

担当 土生田純之・北田和夫・小走公典・森本正哲〔五月実施〕

二、河内坂門原陵（大阪府羽曳野市西浦）陵前整備工事区域の調査

担当 井上喜久男・富賀武・真銅慶一〔五月実施〕

三、磯長山田陵（大阪府南河内郡太子町大字山田）陵前境界線石垣設置

#### 工事区域の調査

担当 井上喜久男・浅野良文・木林成嘉〔五月実施〕

四、狹木之寺間陵（奈良市山陵町）外堤東側人止柵改修工事箇所調査

担当 土生田純之・畑山伊透〔五月実施〕

五、河内坂門原陵外堤護岸工事区域及び陵前排水柵設置箇所調査

担当 笠野毅・真銅慶一・富賀武・大平斉〔十月実施〕

六、仲津山陵（大阪府藤井寺市沢田四丁目）人止柵設置工事箇所調査

担当 笠野毅・真銅慶一・富賀武・大平斉〔十月実施〕

七、鳥戸野陵（京都市東山区今熊野泉山町）外構柵設置工事区域の調査

担当 土生田純之・佐藤利秀・鎌田恒雄・辻井忠則・茶谷尚三・大藪健司〔十二月実施〕

健司〔十二月実施〕

八、菩提樹院陵（京都市左京区吉田神楽岡町）外構柵設置工事区域の調査

査

担当 土生田純之・茶谷尚三・大藪健司〔十二月実施〕

九、大光明寺陵（京都市伏見区桃山町泰長老）駐車場取設工事区域の調査

査

担当 笠野毅・森本安雄・畑隆夫〔一月実施〕

一〇、沓塚陵墓参考地（京都市伏見区深草田谷町）整備工事区域の調査

担当 笠野毅・森本安雄・長浜敏男〔一月実施〕

（立会調査）

一一、佐保山南陵（奈良市法蓮町）鳥居改修工事箇所への調査

担当 山中弘夫・松岡和夫〔七月実施〕

一二、丹比高鷲原陵（大阪府羽曳野市島泉八丁目）参道補修工事箇所及び

外構柵設置工事箇所への調査

担当 辻本貞雄〔七月実施〕

一三、山辺道勾岡上陵（奈良県天理市柳本町）三号堀墳丘裾石張工事箇所

への調査

担当 中井義一・小走公典〔十～二月実施〕

一四、檜隈坂合陵（奈良県高市郡明日香村大字平田）外堤護岸及び漏水止

工事箇所への調査

担当 中野雅之・北田和夫〔十～一月実施〕

一五、河内坂門原陵陵前整備及び外堤護岸工事箇所への調査

担当 富賀武〔十一～三月実施〕

一六、百舌鳥耳原中陵（大阪府堺市大仙町）第三堀堆積汚泥浚渫工事箇所

への調査

担当 中野順治〔十二～一月実施〕

一七、泉涌寺雲竜院内陵墓地（京都市東山区今熊野泉山町）土塀改修工

事箇所への調査

担当 土生田純之・大藪健司・茶谷尚三〔十二月実施〕

一八、田原西陵（奈良市矢田原町）山内出入口改修工事箇所への調査

担当 山中弘夫〔一月実施〕

一九、妻鳥陵墓参考地（愛媛県川之江市妻鳥町字春宮山）外構柵改修工

事箇所への調査

担当 石田茂輔〔一月実施〕

二〇、鳥戸野陵外構柵設置工事箇所への調査

担当 鎌田恒雄〔一月実施〕

二一、佐保山南陵陵内排水工事箇所への調査

担当 松岡和男〔二月実施〕

二二、傍丘磐坏丘南陵陪冢ろ号（奈良県北葛城郡香芝町大字北今市）崩壊

復旧工事箇所への調査

担当 北田健郎〔二月実施〕

二三、大光明寺陵駐車場取設工事箇所への調査

担当 東野繁・高田慶昭〔二月実施〕

二四、殖生坂本陵（大阪府藤井寺市青山三丁目）前方部堀流入土砂浚渫工

事箇所への調査

担当 大平斉〔三月実施〕

二五、仲津山陵人止柵改修工事箇所への調査

担当 大平斉〔三月実施〕

二六、沓塚陵墓参考地通行路改修工事箇所調査

担当 八木敬三・内海博〔三月実施〕

(石塔調査)

二七、宝鏡寺宮墓地(京都市北区等持院北町真如寺内) 理昌女王墓以下五

墓の石塔現状調査

担当 笠野毅・辻井忠則・藤井良章〔一月実施〕

二八、曇華院宮墓地(京都市北区紫野大徳寺町大徳寺養徳院内) 聖興女王

墓以下九墓の石塔現状調査

担当 笠野毅・辻井忠則・藤井良章〔一月実施〕

以上の調査のうち、事前調査と石塔調査とは、当調査室員と所管陵墓監区の調査担当職員とで調査を行なった。立会調査は、当調査室の指示のもとに、所管陵墓監区の調査担当職員が調査を実施し、状況に応じて当調査室員も調査を行なった。工事の設計と実施については、当庁京都事務所工務課が、調査結果に基づいて、遺構と遺物の保存を配慮しこれに当った。

一の調査では、特段の遺構検出はなく、出土品は、前年度の「埴口丘陵外堤樋管改修箇所の調査」の際と同様な埴輪片が大半を占めた。

二の調査では、河内坂門原陵の遺構は検出されなかった。

三の調査では、磯長山田陵の陵前部分は、水田を埋めて築き立ててい

ることが確められた。

四の調査は小部分の発掘にもかかわらず、葺石様の礫や埴輪盾の破片などを検出した。

五の調査では、原初の外堤遺構は検出されず、現外堤は後世の築堤であることが明らかとなったので、工事による河内坂門原陵遺構の破壊の心配はなくなった。本調査には、考古学上の指導を、末永雅雄檀原考古学研究所長・坪井清足奈良国立文化財研究所長に、地質鑑定を梅田甲子郎奈良教育大学教授に、工法の技術指導を吉岡良朗建設省土木研究所砂防部長に、それらに依頼して現地検分を願い、それらの観点による助言を得て、雑割石による石垣護岸の施工を決定した。

六の調査では、仲津山陵の本来の外堤と考えられる処でありながら、このことを証する遺構・遺物の検出ができなかった。

七の調査は、葬地「鳥野野遺跡」に包含されるため実施したが、少数の出土物と、城内の墳丘の封土の一部が検出された。

八の調査では、近年の廃棄物以外には何も検出されなかった。

九の調査は、遺跡「伏見城跡」の遺構・遺物確認のため実施したが、土坑二箇所と少数の遺物を検出しただけである。

一〇の調査は、遺跡「深草廃寺跡」に隣接するので実施したが、何も検出できなかった。

立会調査は、一四の調査では、石組を二箇所検出したので、これに養生を施し施工した。一七の調査では、石組や石塔残欠、陶磁器・須恵器の

破片等を検出し、石組は養生をして埋戻して施工した。

一九の調査では、妻鳥陵墓参考地の墳丘は、凝灰岩の岩盤上に築かれていることが明かになった。

この他の立会調査では、遺構や遺物等は検出されなかった。

石塔調査は、宝鏡寺宮墓地では、石塔実測図の作成と、銘文の採拓を行ない、曇華院宮墓地では、既存の石塔実測図の照合点検と、銘文の採拓を実施した。

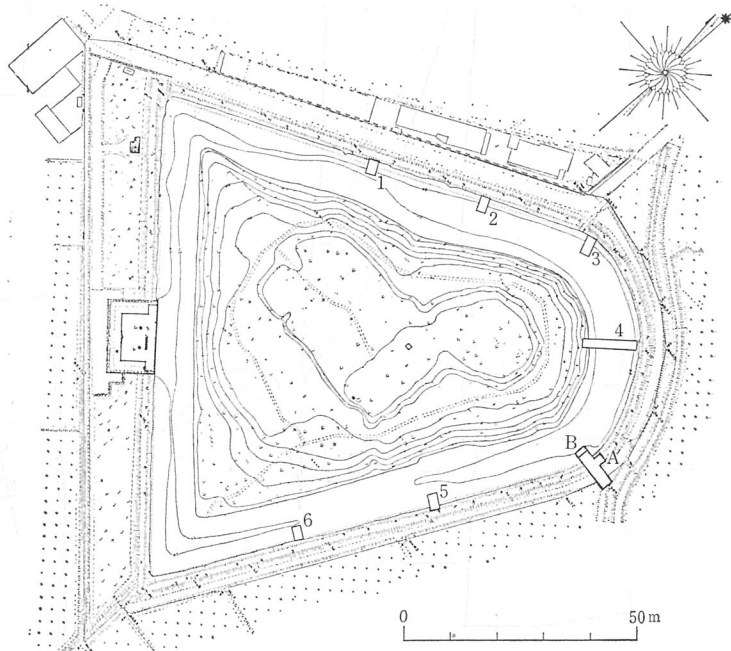
以下八を除く一〇の事前調査と、一四・一七の立会調査との概要を記す。

(石田茂輔)

### 埴口丘陵外堤護岸工事区域の調査

飯豊青尊の埴口丘陵の外堤内法裾全周に護岸工事を実施するため、事前調査を行なった。本年度の調査は、二箇年計画の第一年度分で昭和五十四年五月七日から同二十日までの十四日間に行なり、後円部側に六本のトレンチを設定して行なった(第1図)。この間、坪井清足・梅田甲子郎の両氏から、現地で考古学・地質学上の指導を受けた。各トレンチは外堤内法裾から濠側へ、幅二メートル、長さ三・五メートルを基準に掘削した。なお、墳丘の中軸線上の第4トレンチは、外堤内法裾から墳丘裾まで濠を横断して設定し、周濠内の状況把握に努めた。

基本的層序は、次に述べるように前年度に報告の当陵外堤の樋管改修



第1図 埴口丘陵トレンチ位置図 (A 樋管改修時の事前調査トレンチ, B 第4図断面図の位置) (1/1,600)

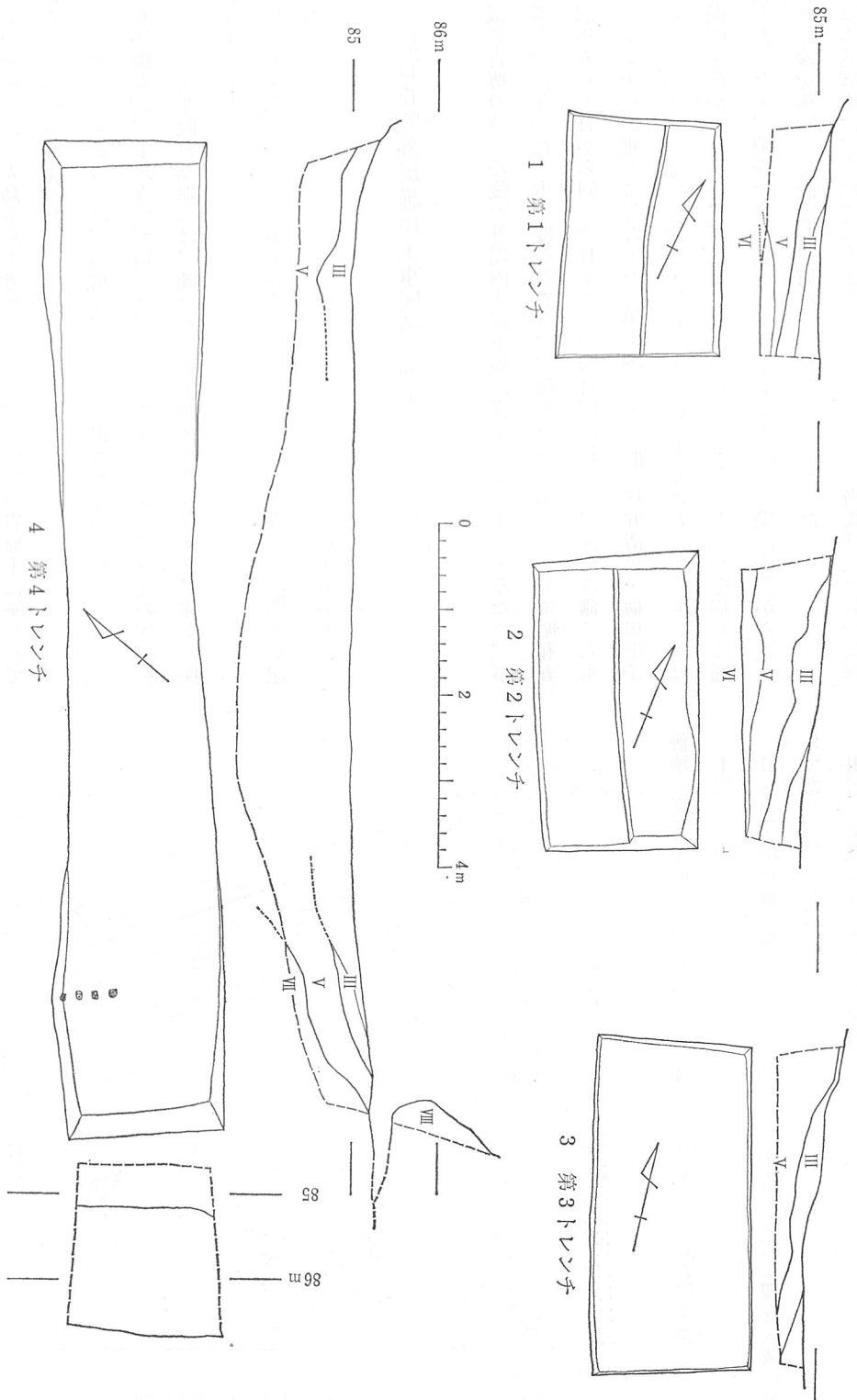
箇所の見たと同じで、新たに墳丘部の所見が加わっただけである。

I層 表土。

II層 築堤以後の堆積土。外堤の外裾にある。今回は調査区域の対象外であり、検出していない。

III層 築堤以後の周濠内堆積土。





第2図 埴口丘陵トレンチ平面および断面図(1) (1/80)

IV層 現在の小土堤を構成する盛土層。

V層 現在の土堤を形成するまでの堆積層で、本陵周辺でも一部で検出されている。

VI層 原初の周濠内堆積土。

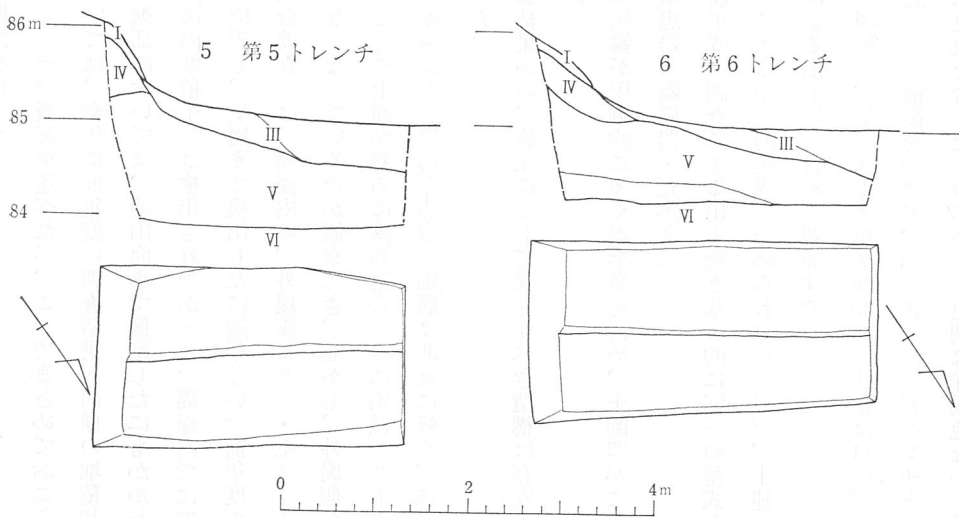
VII層 灰色砂層。地山である。

VIII層 墳丘表層の新しい盛土。

なお、調査は工事の掘削範囲内を原則としたため、III・V層以外の層は一部のトレンチで確認したにとどまる。以下、各トレンチにおける土相を述べる。

第1～3トレンチ(第2図1～3) 最上層のIII層は上部のヘドロと下部の黄白色砂層に分かれ、この下にV層(青灰色粘質砂層)が堆積している。以上は前回の調査結果と全く同じで、今回掘削した全トレンチにあてはまる。ただし、V層は掘削範囲でみる限り、周濠の中央部に近づくに従って薄くなってゆく。以上の下にVI層(暗褐色粘質土層)がある。これは、原初の周濠内堆積土であり、工事による掘削面より深いため、保存をはかることとしてその存在を確認するだけにとどめた。なお、第3トレンチは湧水が多く、V層の途中で掘削を中止した。

第4トレンチ(第2図4) 本トレンチは周濠を横断し、墳丘裾まで掘削した。外堤側は上からIII層V層の順に堆積しており、第1～第3トレンチの状況と同じである。墳丘側は基本的な層位の変化はないが、掘削床面はVII層(地山)まで達した。地山は前回調査の時と同じく灰色砂

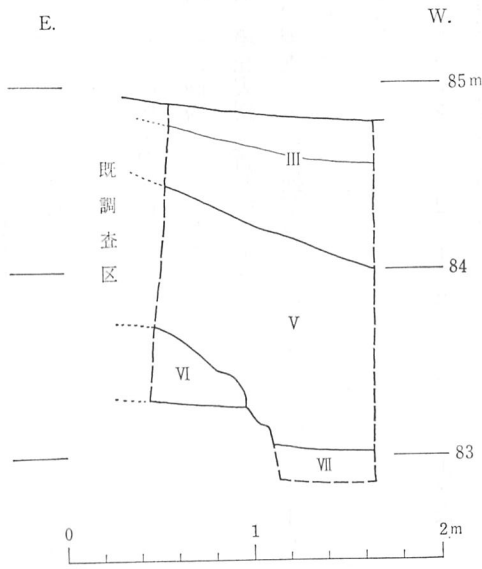


第3図 壇口丘陵トレンチ平面および断面図(2) (1/80)

層で、外側は濠側に向かって急傾斜をなして落ち込むが、墳丘内は水平のようである。また、墳丘裾部の盛土を若干削ったが、非常に軽く、しまりのない土質である。

さて、トレンチ中央の周濠内では、泥土や涌水の流入を防ぐために矢板を打ち込んで掘削したので、綿密な断面観察はできなかった。しかし、最深一・四メートルまで掘削したのにもかかわらず、地山には到達しなかった。また掘削に際して土層の状態を注意深く見守った所、V層（青灰色粘質砂層）が厚く堆積しており、第1〜3トレンチとはやや異なる。

第5・6トレンチ（第3図5・6）標準的な堆積の状況を示している。ここでは掘削が堤体自体にまで及び、IV層が認められる。いずれも



第4図 埴口丘陵樋管改修箇所立会調査による断面図 (1/40)

VI層の上面で掘削を止めた。

以上、各トレンチの概況を述べたが、ここでまとめておこう。

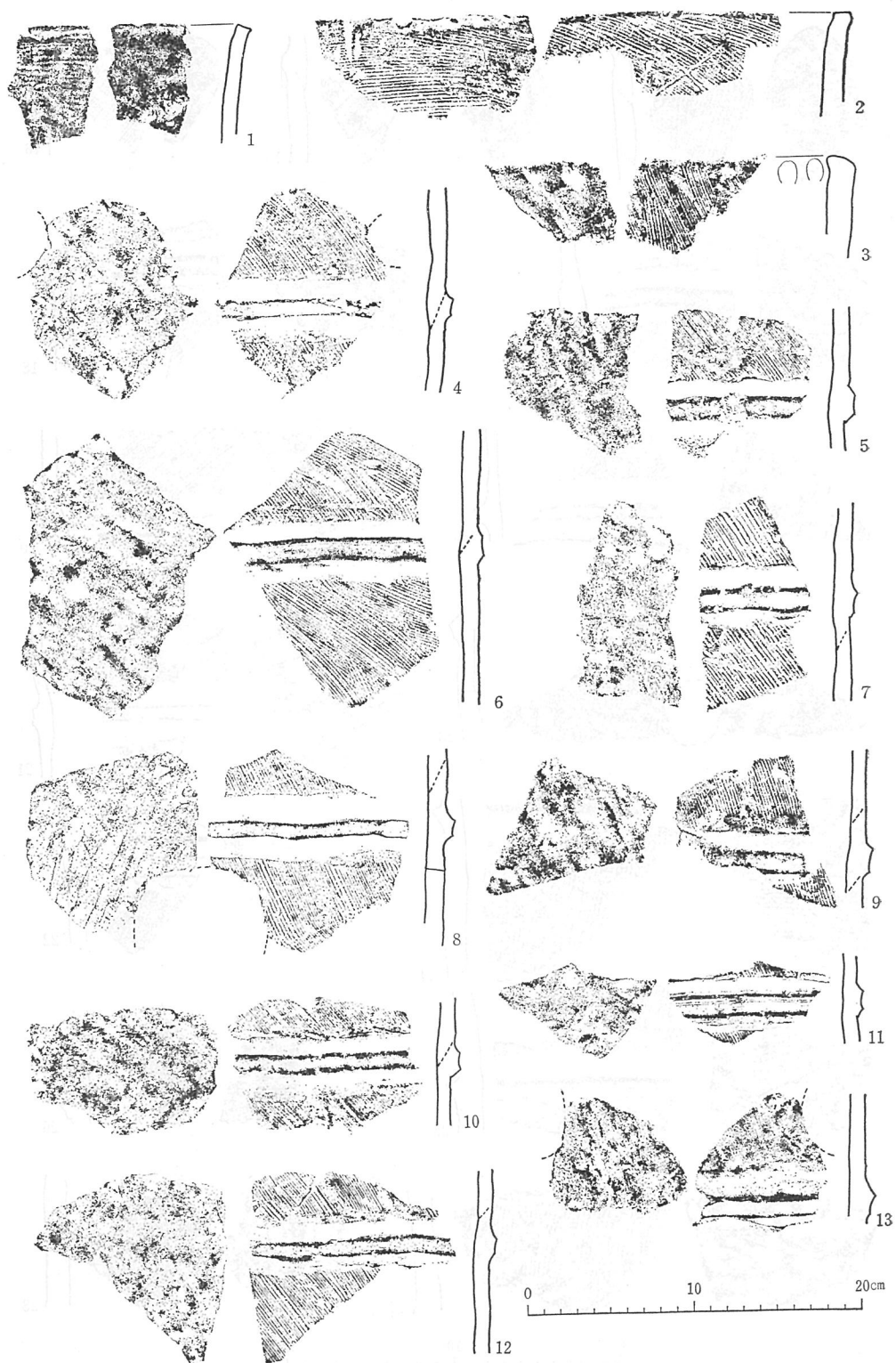
土堤側については、全体に前年度の調査結果と同様の堆積状況が看取された。墳丘裾部においては、地山面まで掘削したにもかかわらず、VI層（原初の周濠内堆積土）は検出されなかった。周濠内では地山上面が相当深い所に位置し、V層まで検出したに過ぎない。前年度の樋管改修工事箇所の立会調査では、周濠内の、外堤裾より一・七メートルの位置からはVI層がなくなっているのが観察でき、しかも、外堤側から周濠中央部に向かってその上面が斜めに落ち込むように消滅しており、削り取られたかのようにであった（第4図）。VIII層は非常に軽く、ほとんどしまっていないかった。

以上の調査結果から、施工に際して保存すべき遺構は存在しないものと判断された。

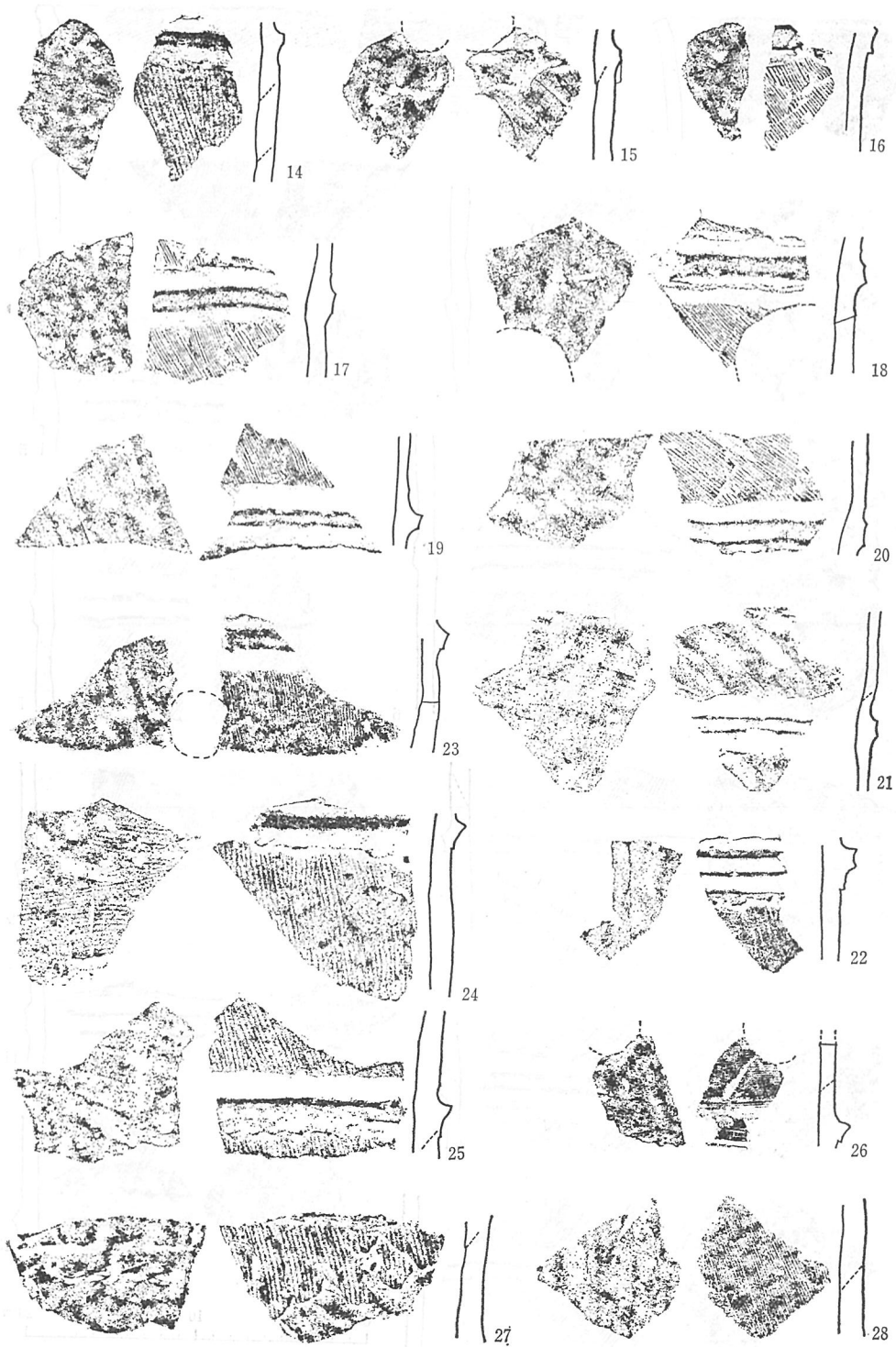
出土遺物は埴輪が圧倒的に多く過半数を占め、土師器がこれに続く。他に少量の須恵器・陶磁器・瓦がある。

埴輪は、前年度の調査による出土物と基本的に同一の型式を示しており、出土場所による型式的差異は認められない。以下、上述した樋管改修立会調査による出土物を含めて紹介する。

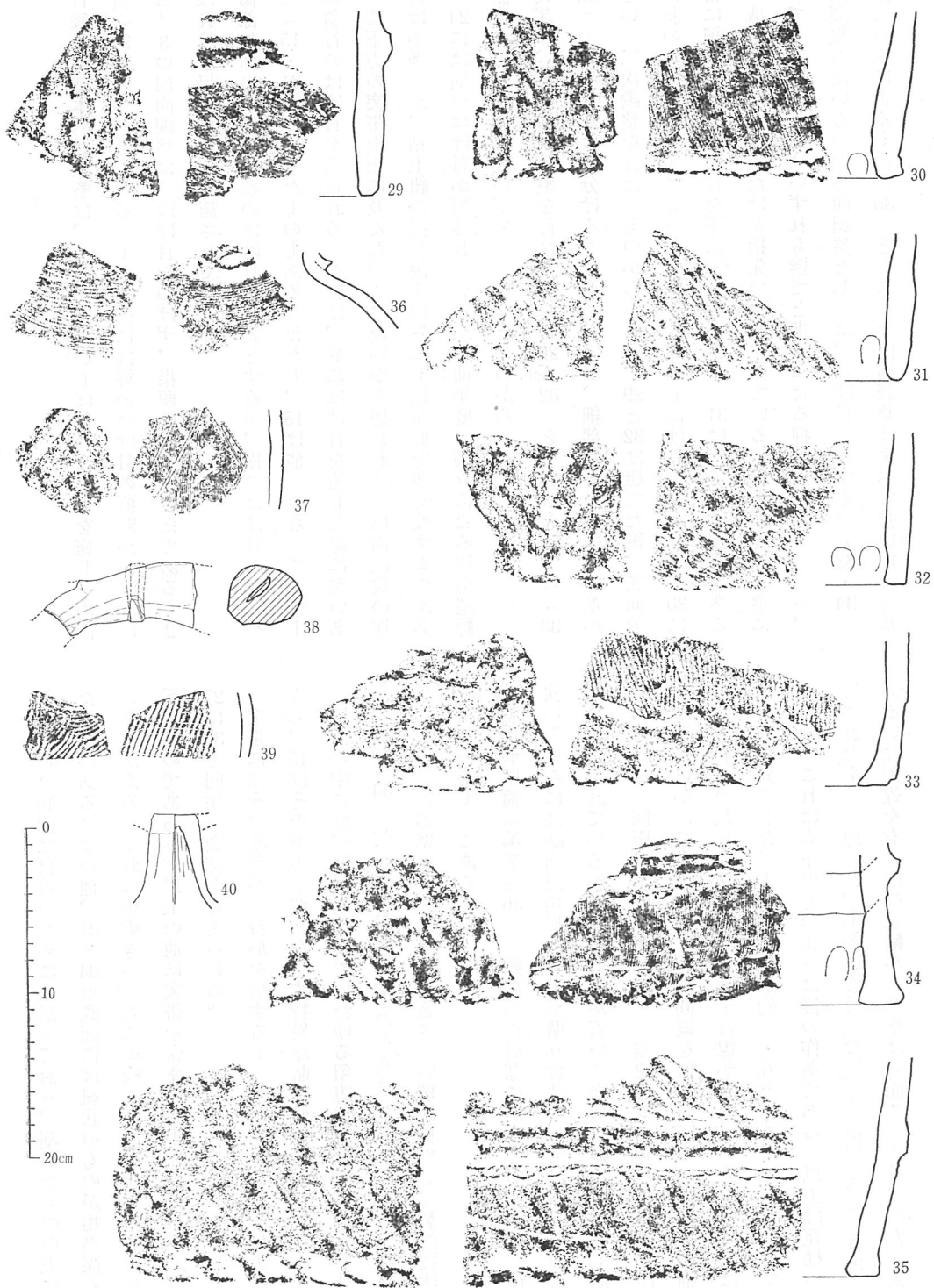
円筒埴輪（図版二、第5図1〜第7図35） 法量は口径三〇センチ前後、底径二五センチ前後を示すが、35の底径は三五センチと大きい。胎土は砂質で赤色粒を含んだものが多い。色調は赤褐色ないし黄褐色を呈



第5図 埴口丘陵出土遺物実測図(1) (1/4)



第6图 埴口丘陵出土遺物実測図(2) (1/4)



第7图 埴口丘陵出土遺物実測図(3) (1/4)

す。

口縁部の基本的な調整は、外面に縦ないしは斜のはけ目を施し、内面は横のはけ目をつけている。1の外面には縦のはけ目の痕跡がわずかに残る。3の内面調整は、はけ目をつけず、指頭による押さえである。2にはX状を呈する刻線が施されている。

体部外面の調整は、縦のはけ目を基調とするが、横のはけ目(26)や撫で(15・21)によったものもある。ただし、15は他と異なって突帯上面に斜行のはけ目がみられる。これは、縦にはけ目を施した際に勢いあまって下方の突帯上面に及んだのではないかと思われる。内面は縦の撫で付けが多いが、粘土紐の接合箇所以外にも指頭痕を多く残すものがある。24には横のはけ目が施されているが、前年度の調査による出土遺物の観察から、底部に近い部分であることがわかる。

底部は、二次的な調整を行なうもの(29~32)とそれがないもの(33~35)の二種に大きく分けることができるが、細部については個体差が激しい。二次調整を行なうものからみると、29と32は撫でた後、底面近くに斜のはけ目を施す。このうち32は底面にもはけ目がみられる。30は非常に細かく浅いはけ目を下から上に施す。31は撫で付け調整であるが、成形後に底面周辺だけを指先で再度整えている。以上は外面調整についてみたが、内面はいずれも撫でと指頭による押さえである。一方、二次調整のないものの外面調整としては、はけ目を施すもの(33・34)と撫でのみによるもの(35)とがある。内面調整はすべて強い撫でを基

調とする。底面は自重のために広がっており、藁様のものの上に置かれた痕跡がある。この他、31と34の底面には紐状のものが相当深くくい込んだ跡がある。これは生乾きのうちに埴輪に紐をかけて運搬したことを示すものであろう。以上の他に突帯を含まない小片があるが(27・28)、27は33と同類で底部と考えられる。

突帯にはその断面形が台形を呈するものと三角形のものがある。このうち、15はその下方が波状を呈す特異な貼り付け方をしている。

以上の中には、堅緻な焼成のいわゆる須恵質のものが含まれている(12・32・34)が、他と製作技法上の差異はない。ただし、21は本紙前号で指摘した器壁が薄くはけ目を施さない類に相当し、製作技法上、他とは別種のものである。

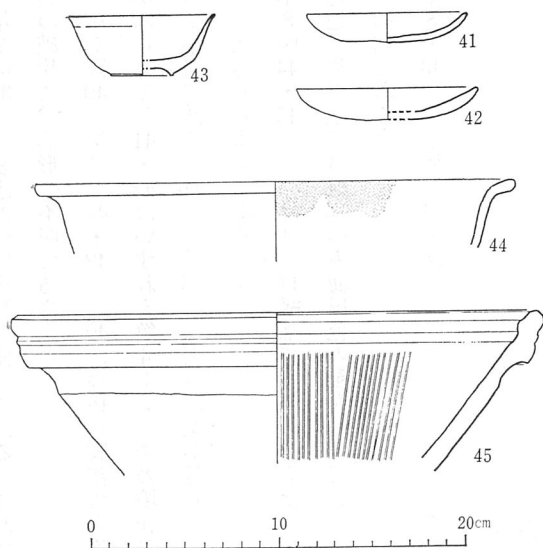
朝顔形埴輪(第7図36) 頸部から肩部にかけての破片で、径の最も狭いところには断面三角形の突帯が貼り付けられている。両面共横のはけ目が施されているが、内面の方が荒い。壺形埴輪の可能性もある。

器財埴輪(図版三1、第7図37) 刻線をもつ破片である。図の上部から左下にかけて一・二センチの間隔を保った二本の平行線が描かれている。右下の割れ口にも上記との平行線がある。一方、右上には前者とは方向を異にした二本の平行線が約〇・五センチの間隔をもって刻まれている。これは右下のものよりは後の作業である。以上は篋様の道具で施されたものと思われ、上幅・深さは共に一ミリ程である。草摺の一部、あるいは刻線を有す円筒埴輪か。調整は外面がはけ目、内面は撫でによ

る。色調は暗赤褐色を呈し、かたく焼き締った須恵質のものである。

人物埴輪(図版三1、第7図38) 肱から掌にかけての破片である。

ゆるやかに彎曲しており、胸の方に腕を寄せた状態を表わしたものである。手首の上方には突帯が部分的に残っているが、当初は腕のまわりにめぐらされていた痕跡が明瞭である。一方、手の甲には上方に突出したものが表わされていた。両者はいずれも本体の成形後に付け加えられたもので、近接した位置にあり、関連したものである。恐らく、後者が手甲の端部、他が手甲を腕に結んだ紐であろう。指先は折損してなくな



第8図 埴口丘陵出土遺物実測図(4) (1/4)

っている。このうち、親指だけは独立に付け足されたことが判るが、他の成形法は不明である。本体の成形は、断面の観察から粘土板をまるめて作ったものであることが窺える。特に肱の方は中心を空にして太くしている。色調は赤褐色である。

出土箇所	出土層位	遺物実測図番号
埴管改修箇所	VI層	8・14・21
第2トレンチ	不明	13・1
	III層	20・3
		23・26
		24・5
		25・6
		27・7
		29・9
		33・11
		35
第3トレンチ	V層	15・16
		39
第4トレンチ	III層	10・37
	III層(墳丘側)	4・31
	III層(外堤側)	18・42
	V層(墳丘側)	22・45
	VIII層	41
	不明	32
第5トレンチ	I層	19・44
	III層	17・28
		30
		34
		36
第6トレンチ	V層	12・40
	不明	35

埴口丘陵出土遺物実測図一覧



須恵器（第7図39） 須恵器の出土数は僅少である。これは灰白色を呈する軟質の破片で、器形は不明である。

土師器（第7図40、第8図41・42） 40は高杯の脚部である。内面には絞り目がみられる。41・42はいずれも第4トレンチの墳丘側から出土した手捏ねの小皿である。41は口縁部の三箇所に煤が付着しており、灯明皿として使用されたものであろう。

陶器（第8図44・45） 44は鉢の口縁部である。外面は飴色の釉を、内面は灰緑色の釉の上に口縁部のみ海鼠色の釉を施している。45は折り返し口縁の擂鉢である。

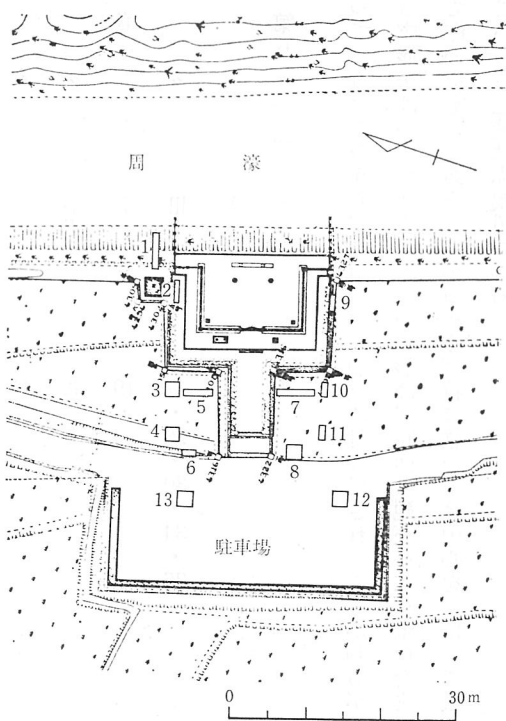
磁器（第8図43） 小形の白磁碗である。胎土はきわめて精良で乳白色を呈する。

（土生田純之）

### 河内坂門原陵前整備工事区域の調査

清寧天皇の河内坂門原陵の整備工事の実施にあたり、陵前模様替及び駐車場整備工事区域の事前発掘調査を昭和五十四年五月七日から十五日まで行なった。当該地は陵前御拝所の正面に道路を挟んで駐車場があり、駐車場の後背地が高く、御拝所に向かって低くなる地形である。

調査は幅一〜二メートル、長さ二〜五メートルのトレンチを御拝所敷の外構柵・石柵の設置箇所（一箇所）、排水管理設備箇所の外堤に一箇所、

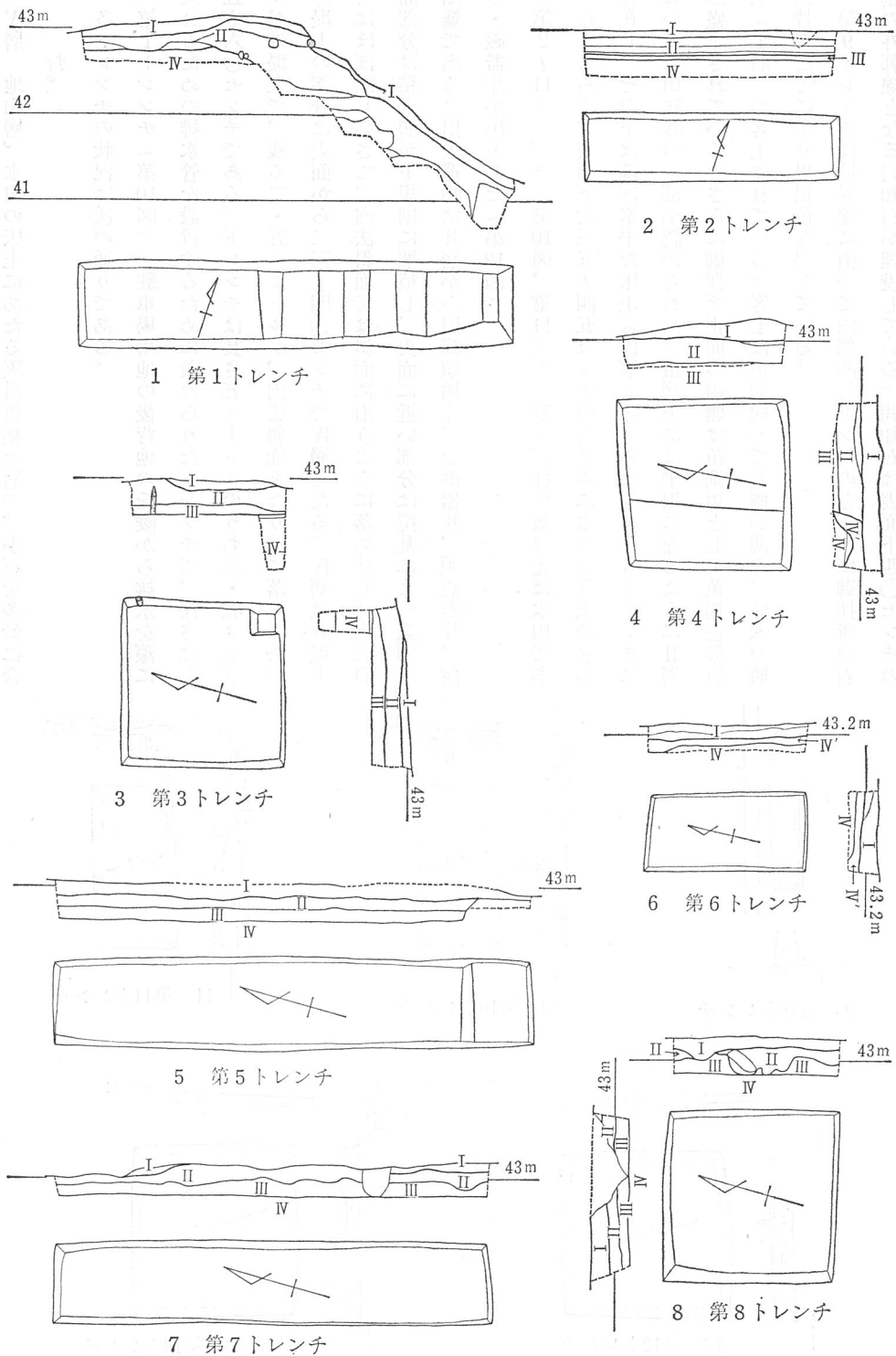


第9図 河内坂門原陵前トレンチ位置図 (1/1,000)

一駐車場用地に二箇所の合計三箇所を設定し発掘した（第9図）。調査の結果、陵前御拝所敷から前方部外堤敷にかけては水田を埋め立てて整地しており、水田の床土は地山であることが判った。また駐車場用地は丘陵地を削平して平坦地としたものであった。

調査区域のおおよその土相は大別すれば四層に分けられ、次の通りである。

- I層 表土層。御拝所正面の両側の植込み地は苗圃として客土した黒褐色ないし黄褐色砂質土層。
- II層 水田を埋め立てた褐色礫混入土層及び整地のための埋土層。
- III層 青灰色粘質の水田耕作土。



第10図 河内坂門原陵トレンチ平面および断面図(1) (1/80)

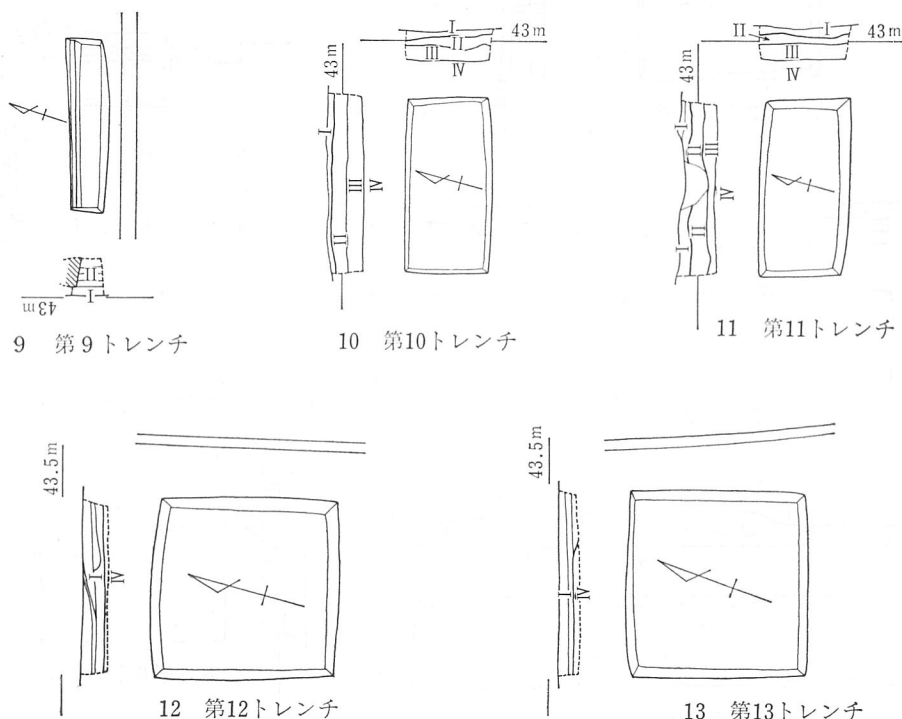
IV層 地山層。水田の床土にあたる灰白色粘土層で、小石を多量に含む。

各トレンチの状況は次の通りである。

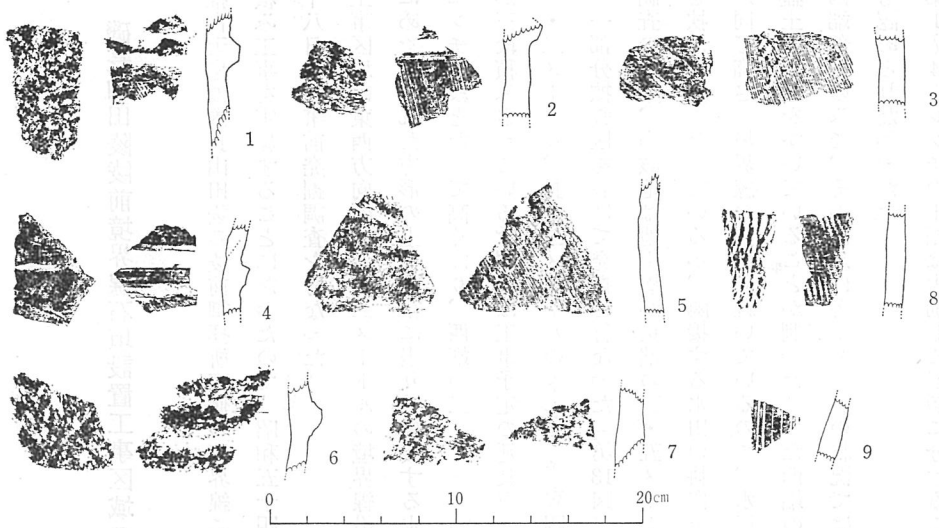
第1トレンチ(第10図) 駐車場用地の後背地の丘陵から排水を濠に入れるための排水管を設置するために設けられたトレンチで、深さは三五〇センチである。トレンチは長さ五メートルのうち二・五メートルが外堤上で、残る二・五メートルが、内法斜面となり濠に落ちこむ。外堤上の部分は表面から二三〇センチでIV層となる。IV層は外堤上ではほぼ同じ高さで、内法斜面では斜面に沿うように落ち込む。内法斜面部分は粘土層が不規則に堆積し、表面に近い部分は攪乱により識別が困難である。出土遺物はII層から円筒埴輪片、土師器片、須恵器片、陶器・磁器片が出土した(第12図)。

第2〜11トレンチ(第10図、第11図) 陵前御拜所敷は元は水田であったところで、表面下約三五〜四五センチのところに水田耕作土の層が存在し、その下はほぼ水平な床土(IV層)となる。第4・5トレンチにおいて水田畦畔の一部が認められた。III層上には平坦になるようにII層が盛土されている。さらに御拜所正面の両側は苗圃用として黄褐色砂質土(I層)が客土されている。客土は正面向って右側が薄く、植木の植え替えなどにより黒褐色を呈している。

第9トレンチは境界線に沿って内側四〇センチのところに御拜所の右脇の外郭線となる間知石が埋没している。間知石は表面下四〇センチの



第11図 河内坂門原陵トレンチ平面および断面図(2) (1/80)



第12図 河内坂門原陵出土遺物実測図 (1/4)

IV層上に設置されている。

第12・13トレンチ (第11図) 駐車場用地に設けたトレンチである。

道路をはさんで御拜所に対する駐車場は斜面を削平して造成したもので、三方は崖状となり、奥壁で二メートルある。東側の正面に面した道路際がやや高くなり、中央部が低く、排水が悪い。表面下約二八センチ〜一六センチで平坦な固い砂礫層 (IV層) となる。表土層は水はけが悪いため数度の埋土層が認められる。

出土遺物は第1トレンチから埴輪一片・土師器一片・須恵器一片・陶器一片・磁器二片の合計一六片が出土した。

埴輪 図示したもの第12図1〜7は円筒埴輪の胴部片と考えられるもので、表面が摩耗してしまっているものもあるが、外面は斜めに刷け目調整され、内面は指撫で調整されている。また凸帯は断面が台形状となり、貼り付け後に横撫で調整されている。焼成度は破片によって異なり、褐色ないし赤褐色を呈するが、黒褐色の須恵質のもの (4) もある。

土師器 小片で器形は不明である。

須恵器 (第12図8) 甕と思われる小片で表面に条線状、裏面に同心円の叩き目がある。

陶器 (第12図9) 内面に櫛目の卸し目がある播鉢の小片である。

磁器 碗と皿の小片である。

以上、工事予定区域内において保存を要する遺構・遺物が存在しな

ったので、予定の工事を実施した。

(井上喜久男)

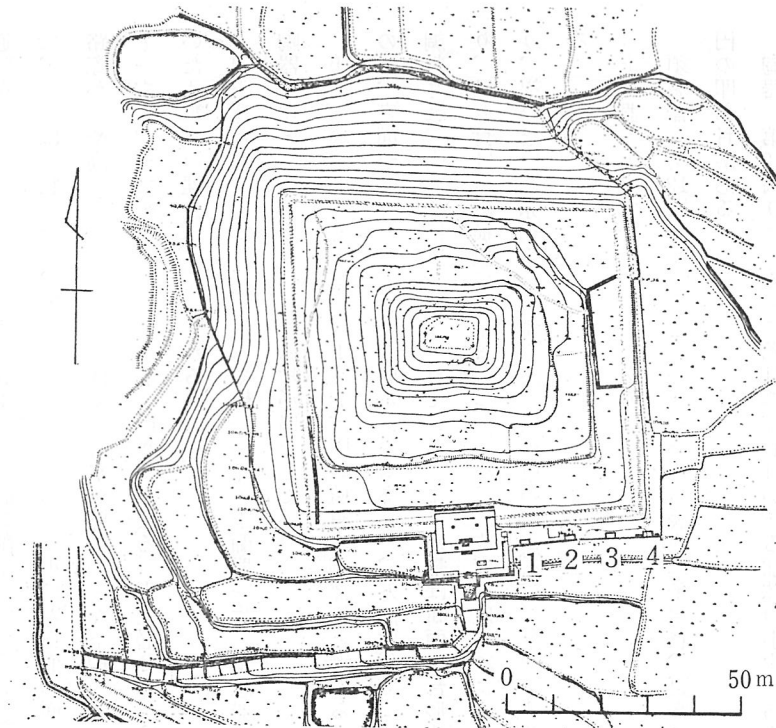
### 磯長山田陵前境界線石垣設置工事区域の調査

推古天皇の磯長山田陵の陵前御拜所東側の境界線に、境界線保護の石積み工事を実施することになったので、昭和五十四年五月十六日から十八日まで事前発掘調査を行なった。

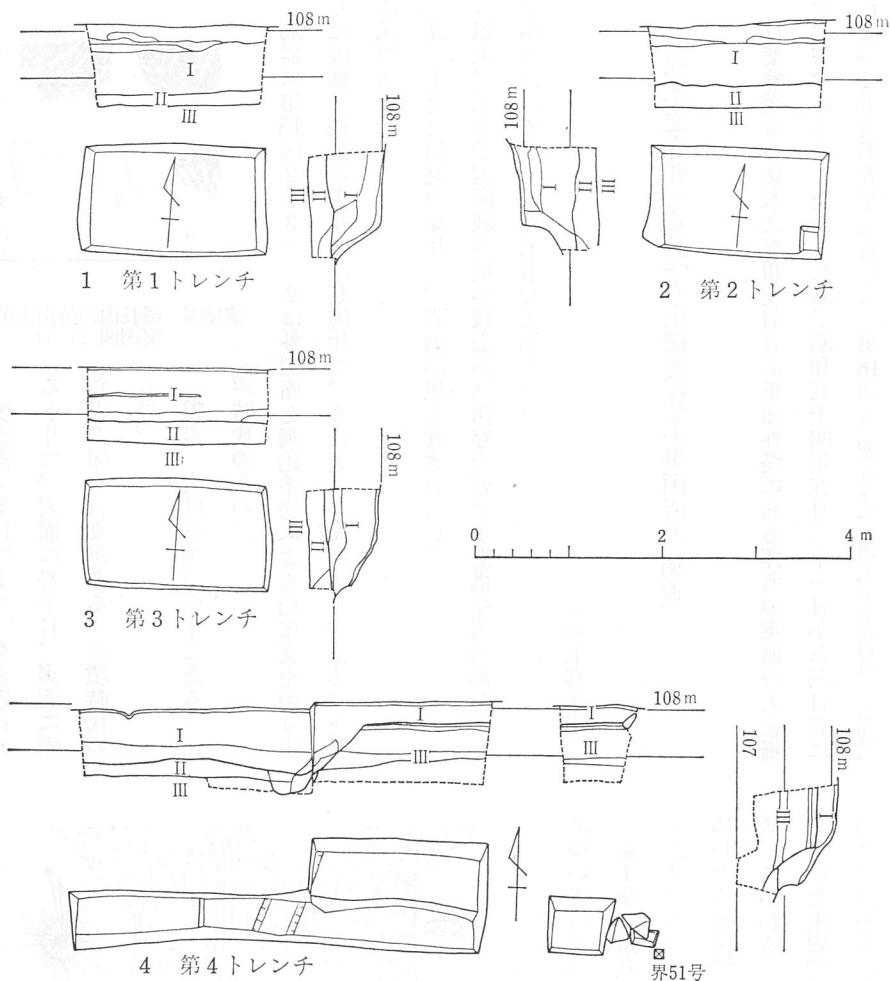
工事区域は東西方向の延長三二メートルの境界線に沿って、方墳の周囲にめぐらされた方形の土堤の裾に当り、隣接する水田とは六〇〜七〇センチの段となって高くなり、西端の二メートルの部分にのみ自然石が三段積みされている。調査は工事予定の延長三二メートルの間に幅一・二メートル、長さ二メートルのトレンチを四箇所(第13図)に設け、また、一部分拡張区を設けて発掘を行なった(第13図)。

調査の結果、当該地は地山層が東端の三・五メートルの部分では小溝を挟んで高くなっているが、隣接する水田の耕作土及び床土(地山)面が同じ高さで境界線の内部に続いているので、水田を埋め立てて高く盛土し土堤を築いていることが判った。また西端の自然石の石積みは西端部分のみで、そのほかは各トレンチの状況では抜き取られた痕跡も認められなかった。

第1〜4トレンチの土相は大別して三層に分けることができ、表面



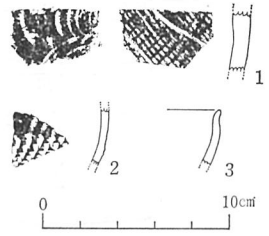
第13図 磯長山田陵トレンチ位置図 (1/1,500)



第14図 磯長山田陵トレンチ平面および断面図 (1/80)

から旧水田を埋め立てた褐色ないし暗褐色粘質土の盛土層（Ⅰ層）、旧水田の耕作土に相当する青灰色粘質土層（Ⅱ層）、旧水田の床土の茶褐色粘土層（Ⅲ層）の地山となる（第14図）。旧水田耕作土層（Ⅱ層）及び床土（Ⅲ層）面は隣接する水田のそれらと同じ高さで境界線の内側に続き、その上層のⅠ層は盛土されて六〇〜七〇センチの段となるように造成されたものである。床土面はほぼ水平面となっているが、第4トレンチにおいて、境界線の東端の三・五メートルの部分には小溝を境にして約四度の角度で床面から約六〇センチ高くなり、表面下約二〇センチの平坦面となる。それは東端まで続き、本陵域の南北方向の境界線で切れ、その裾は石積みで保護されて水田と隣接している。小溝は幅四〇センチ、深さ一五センチの排水用と推定される丸底の溝で、東西方向の界50〜51号の境界線に対して七度の方向に延びている（第14図）。

出土遺物はⅠ層から黒燻し瓦三片、Ⅱ層から須恵器一片、磁器二片、陶器二片、その他一片



第15図 山田陵出土遺物  
磯長実測図 (1/4)

の合計九片が出土した。  
須恵器 (第15図1) 甕と思われる小片で、表面に格子目、裏面に同心円の叩き目文がある。古墳時代のもの。  
磁器 染付茶碗の小片である。江戸時代のもの。

陶器 (第15図2・3) 2は外側面を飛鉋手法による松皮文を削り出した灰釉・鉄釉の掛け分け茶碗片で、3は天目茶碗の小片である。ともに江戸時代のもの。

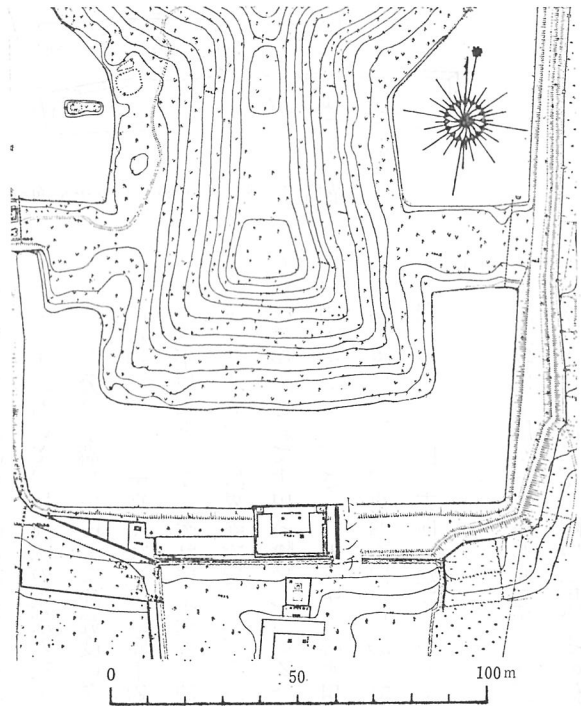
瓦 平瓦と筒瓦の小片で、表面が黒く燻されている。

以上、工事予定区域の境界線沿いは保存を要する遺構や遺物が存在しなかつたので、予定の工事を実施した。

(井上喜久男)

### 狭木之寺間陵外堤人止柵改修工事箇所調査

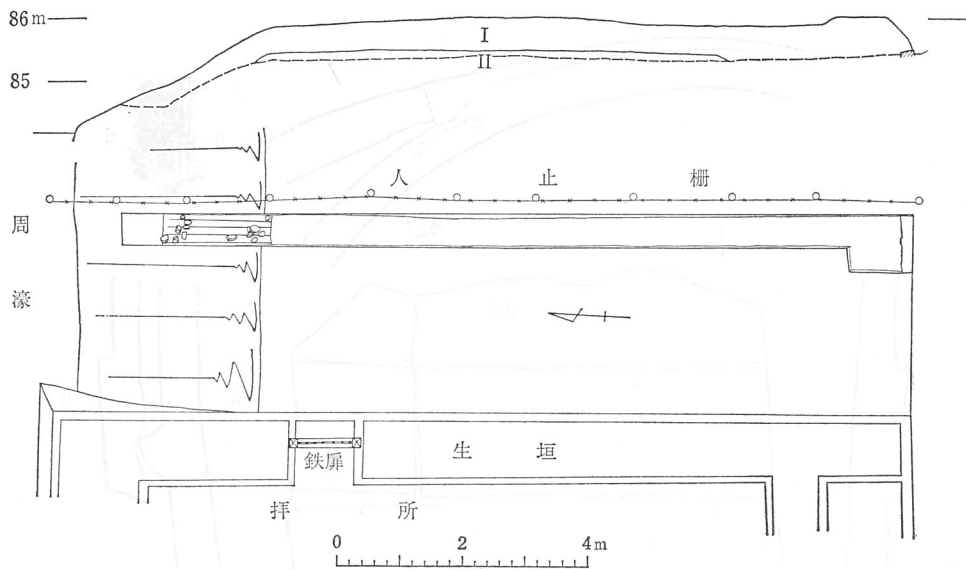
日葉酢媛命の狭木之寺間陵前方部正面外堤にある拜所の東側の人止柵を改修することになったため、昭和五十四年五月二十一日から三日間にわたって事前調査を実施した (第16図)。調査は、施工予定箇所の全域、幅〇・五メートル、長さ一二・五メートル、深さ〇・六メートルの区域



第16図 狭木之寺間陵トレンチ位置図 (1/2,000)

について行なった (第17図)。

第I層は攪乱土層で、赤褐色・黄褐色・茶褐色土及び粘土が規則性をもたずブロック状に堆積していた。発掘溝中央の、長さ七・五メートルにわたる地区では、地表下〇・五メートルから、黄褐色粘質土層 (第II層) にかわる。この土層は均質でよくしまっており、最初の外堤を形成していた土層である可能性も考えられる。なお、北端部、濠側の傾斜面では、地表下〇・三〇・四メートルから一〇センチ前後の小石が一〇数個やや集まった状態で検出されたが、これは層位的には黄褐色粘質土



第17図 狭木之寺間陵トレンチ平面および断面図 (1/120)

層の直上もしくは少し上方にあると思われる、葺石の可能性はある。このため、調査では小石の上面で発掘を止めた。そして施工にあたっては、まず土砂を掘削溝底部に置いて小石を養生し、この上に柵柱を置いて周囲をコンクリートで固めた。

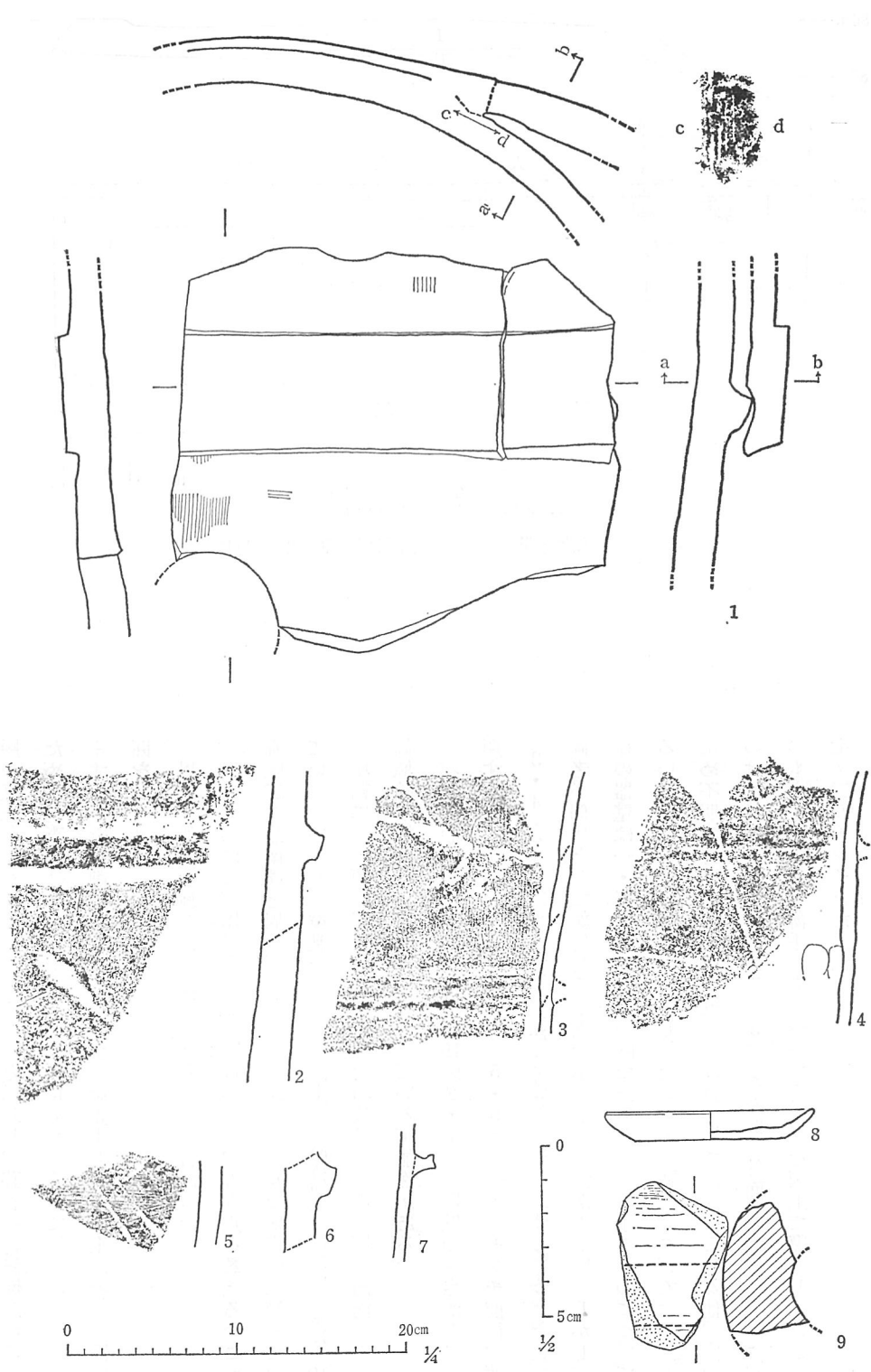
以上の処置を施した他は予定通り工事を行なった。

出土遺物には埴輪、土師器、鞆口たぐちがあり、五九点を数える。これは調査区域の最南端と周濠側の北端から四メートルの地点の二箇所出土している。いずれも攪乱土中からの出土で、原位置ではない(第18・19図)。埴輪には、埴輪円筒の他に若干の埴輪楕がある。埴輪円筒の中には円筒埴輪と埴輪楕の円筒部が含まれている可能性がある。

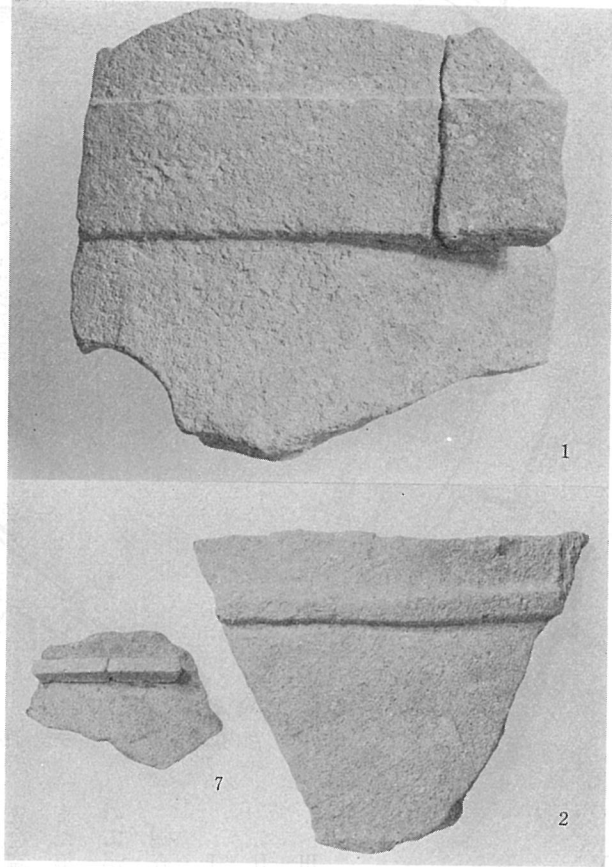
埴輪円筒(第18図3~7、第19図2・7) 器壁の厚さから二種に分類することができる。厚い方(5・6)は一・五センチ前後、薄い方(3・4・7)は〇・八センチ位である。全形を窺うに足るものはなく、両者が個体として如何なる差異を示すものか定かでない。しかし、埴輪楕の器壁は一・五~二センチの間であるため、厚手のものについてはあるいは埴輪楕となるものかもしれない。表面調整については二次堆積のため不明のことが多いが、縦のはけ目や撫でが認められる他、内面に横のはけ目を施すものがある(5)。この他、外面に朱を塗布しているものもある。なお、薄手の方についてその径を図上で復元したところ、二七~二八センチとなった。

埴輪楕(1・2) 楕の下端部と、剥離した痕跡を有する円筒部片が





第18図 狭木之寺間陵出土遺物実測図



第19図 狭木之寺間陵出土の埴輪

以上の他に轆口(9)があるが、小片のため、もとの長さ、径は不明。

(土生田純之)

河内坂門原陵外堤護岸工事区域及び  
陵前排水柵設置箇所調査

清寧天皇の河内坂門原陵の東濠の外堤は、後円部背面のコンクリート護岸を施した部分を除き、南側も北側も長年にわたる波浪による浸蝕が著しい。一部では堤体の水際の土が濠内に大きく崩落するところもでて、堤体が痩せてきた。そこで、護岸工事を施すこととなり、これに先だって工事予定区域の発掘調査を行なった。なお、

陵前の整備工事の集排水柵四箇所をも、あわせて発掘調査した。

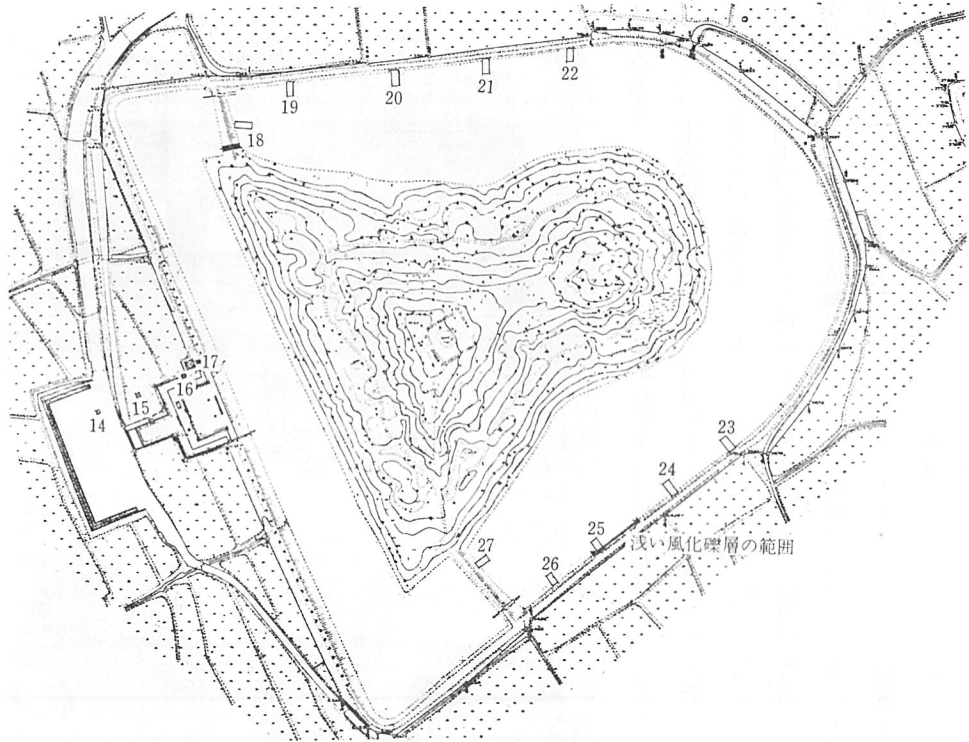
調査は、昭和五十四年十月十六日から十六日間にわたった。この間に、考古学・地質学及び土木工学の専門家の現地検分を願い、それぞれの立場から指導を受け、調査と工法の考究に資することができた。

調査には、計四本のトレンチを設けて発掘した(第20図)。東濠の護岸工事予定地では、北側の内法に第18〜22トレンチ、南側の内法に第23〜27トレンチの合わせて六本のトレンチを設定した。トレンチは幅二メ

ートル、長さ三・五〜四・五メートルとした。陵前の集排水柵設置工事

各一点ある。当陵出土の楯は、縁が直弧文の刻線のものとな文のものがあるが、本例は無文である。この埴輪片から観察出来たその製作工程は、円筒全周の約1/5に粘土をつぎたして中心部を形成し、次に、この左右に矩形の粘土板を接合して楯の全形が出来あがる。円筒の接合部には突帯を削り取った上に単位幅二ミリ程度の篋描線を縦に施して、粘土板が接合しやすいような工夫をこらしている。本例は一見して大形のものであり、図上での復元腹径は五〇センチ程度と大きい。

土師器(8) 回転糸切り底を有する小皿である。



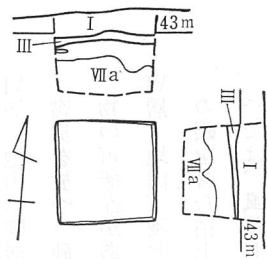
第20図 河内坂門原陵トレンチ位置図 (1/2,000)

予定箇所には、ほぼその部分に掘り方に見合った一メートル四方のトレンチ四本(第14~17トレンチ)を設けた。

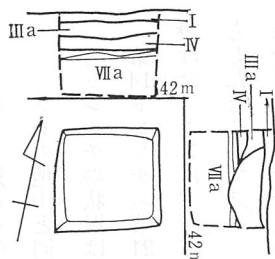
調査の結果、いずれのトレンチからも工事予定部分にかかる原初の遺構をはじめとする保存すべき遺構は見出されなかった。したがって基本的には、当初の工事設計によって施工して支障ないものと判断された。なお、護岸の石積みは雑割石を用い、低水位時における堤体の水抜きを十分にするため裏込石を基礎まで入れることとした。工事掘削に監区職員が立ち会ったが、工事に支障となる問題もなく、予定通り施工した。立会調査によって、遊離した瓦・埴輪等の破片が盛土層から採集され、また第25トレンチで認められた地山の礫層の、護岸基礎掘方のレベルでの広がりも確認された。

調査地全体にわたる標準的な地層は、次の通りである。

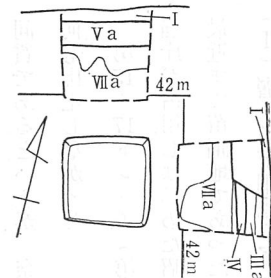
- I層 表土。黒色腐植土。
- II層 二次的な池沼堆積土。
- III層 客土又は盛土。陵前では、旧水田を埋立てた礫混入の褐色土(III a)層。渡土堤・外堤では、旧水田の上にある堤の嵩上げをした盛土(III b)や、その下にある堤の前羽金とした粘土塊を主体とする築土(III c)。
- IV層 旧水田の耕作土。砂・小砂利混りの青灰色粘質微砂層。この直下には、旧水田の床土が認められる。
- V層 遺構の埋土。



1 第14トレンチ

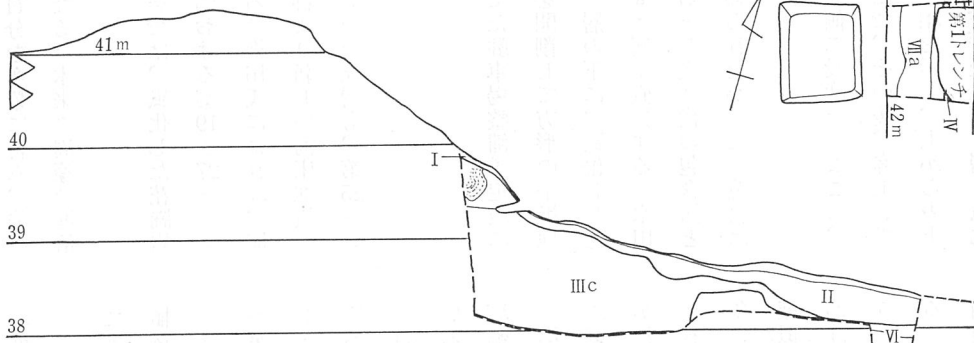
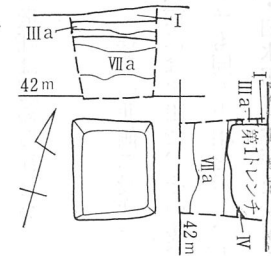


2 第15トレンチ

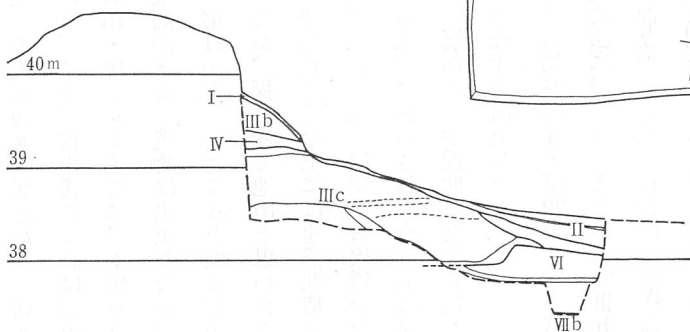


3 第16トレンチ

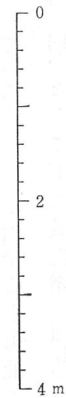
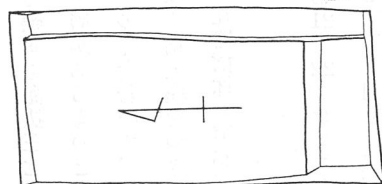
4 第17トレンチ



5 第18トレンチ



6 第19トレンチ



第21図 河内坂門原陵トレンチ出面および断面図(1) (1/80)

VI層 地山の礫層を覆う池沼堆積土。有機質分を多量に含み、強い腐臭を放つ。砂・微砂・粘土の互層からなる。本来の周濠の堆積物の可能性がある。

VII層 地山。陵前における第14～17トレンチでは、風化した花崗岩の礫を含む粘土(VII a)層。東濠の内法における第19～27トレンチでは、風化した小円礫(VII b)層である。梅田氏によれば、前者及び第25トレンチの円礫層は、大阪層群より新しい河床堆積という。鑑定を受けていないが、他のトレンチの礫層も、第25トレンチの地山と同じと思われる。

各トレンチの状況は、次のとおりである。

第14トレンチ(第21図1) 陵前の道路を隔てた駐車場整備予定地に設けた。ここは、西方から派出する丘陵の斜面を開削して方形の平坦地としたところである。表土(I)層と客土(III)層の下に、風化した花崗岩の円礫を含む堅い黒紫色の粘土の地山(VII a)層が直接する。水田址は認められない。VII a層は、野上丈助氏によると奈良時代の包含層と同質であるというが、奈良時代とする徴証は認められなかった。遺物は何も出土しなかった。

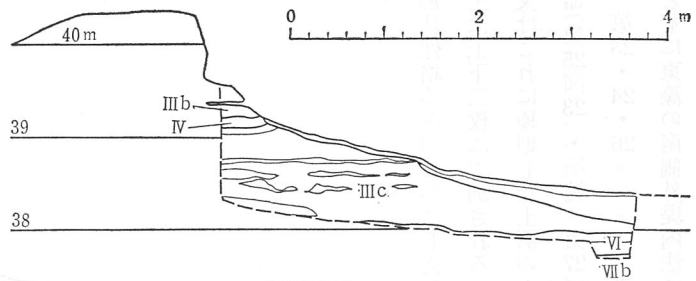
第15～17トレンチ(第21図2～4) 拝所の北側に設けた。ここは、当庁が占用しはじめた昭和十六年頃以前には水田で、その後、客土して最近まで苗圃地であった。どのトレンチも同じ土相を示し、上から表土(I)層・旧苗圃地の客土(III a)層・旧水田の耕作土(IV)層・風化

花崗岩を含む粘土の地山(VII a)層となる。VII a層は、最上部で旧水田の床土となっており、また、梅田氏によれば大阪層群よりも新しい地層である。なお、第15・16トレンチでは、I層の下に、III層以下を切った植込みによる攪乱層がある。遺物は出土しなかった。

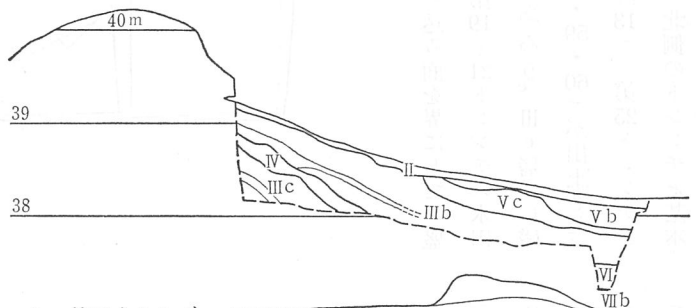
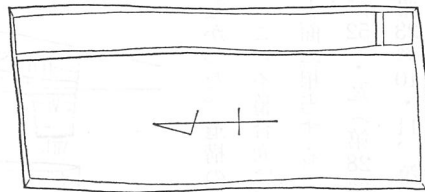
第18トレンチ(第21図5) 北の渡土堤の東法面に設けた。湧水のため深掘できなかったが、探査棒で地山と思われる礫層を海拔三七・三メートルのところ認めた。その上には池沼堆積土層があるものと思われるが、明確にはしがたい。図のVI層が有機質分を多く含むので、一応そうしておく。VI層の上面は掘削され、その上に厚く粘土塊をつき固めている。築土(III c)層から、中近世の土師器皿・瓦器搗鉢(第25図9)・埴輪(第27図40)の破片が出土した。

第19・20トレンチ(第21図6・第22図7) 第21・22トレンチとともに東濠の北側外堤内法に設けた。盛土が上(III b)下(III c)二層に分かれ、間にある砂混りの青灰色の粘質微砂(IV)層は、「地味土」と呼ばれる水田の耕作土と同質である。この直下のIII c層の最上部には鉄分の多い赤褐色の堅い粘土層が一枚あり、「赤床」と呼ばれる水田の床土と極似する。当陵の幕末修陵図の数本には、東濠北側の渡土堤から括弧にかけて濠敷の部分が水田となっている。これに相当する水田址である。この下に池沼堆積土(VI)層、さらに下に風化礫(VII b)層がある。第19トレンチでは、VI層の一部を外堤法面とは逆勾配に掘削して前羽金を築土している。両トレンチのIII c層から須恵器(第25図14)・埴

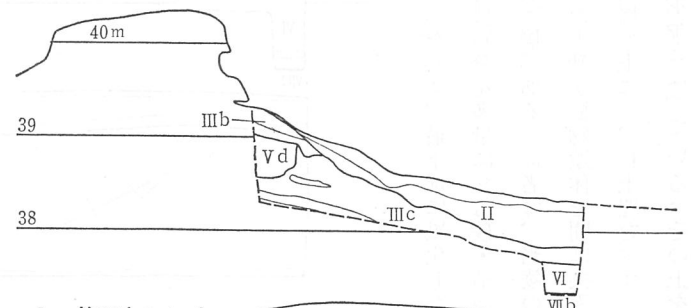
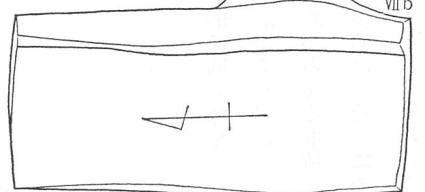
輪（第26図27・31・34）・土師器・瓦の破片が出土した。  
 第21トレンチ（第22図8） 第19・20トレンチのIV層と全く同じ青灰色粘質微砂層が認められる。この層は傾斜しているので、水田の耕作土とはみなし難い。修陵図の水田はこのあたりで終わっており、現に隣接地で丘陵がまた一段と落ちこむので、この自然地形にしたがって開かれたらうと思われる水田の東限を示すものであろう。図はこの解釈にした



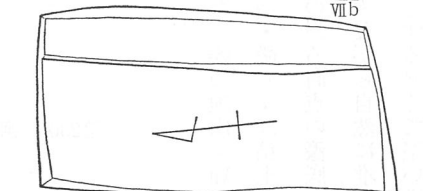
7 第20トレンチ



8 第21トレンチ

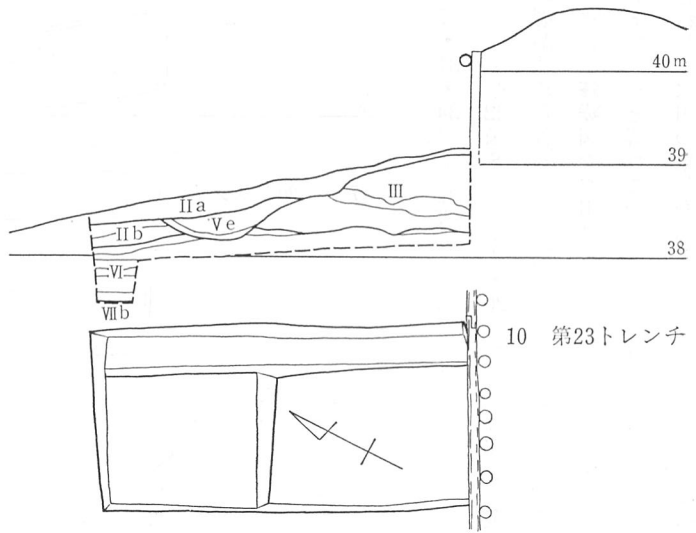


9 第22トレンチ

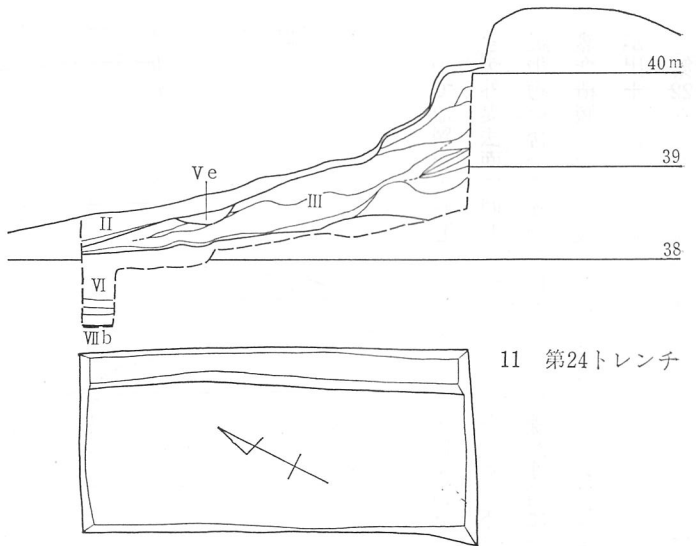


第22図 河内坂門原陵トレンチ平面および断面図(2) (1/80)

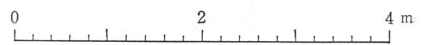
がって地層を大別した。しかしIII b・IV・III cの各層は、その細層の傾きが外堤法面に同じ点やトレンチ北壁近くの下部に見える二枚の細層が炭化物を含む微砂層と粘土層で、界線が非常になめらかである点など自然堆積層の疑いが残る。III b・III c層から埴輪（第27図41・44）の破片が出土した。  
 第22トレンチ（第22図9） 北壁近くの盛土に遺構の断面が見える。



10 第23トレンチ



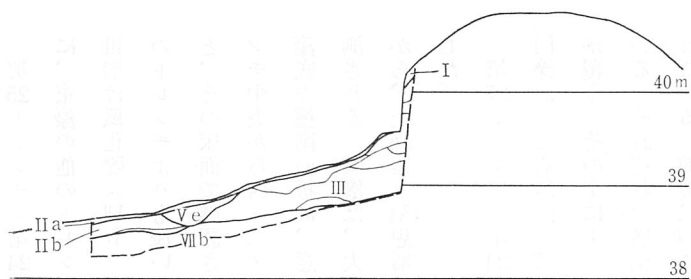
11 第24トレンチ



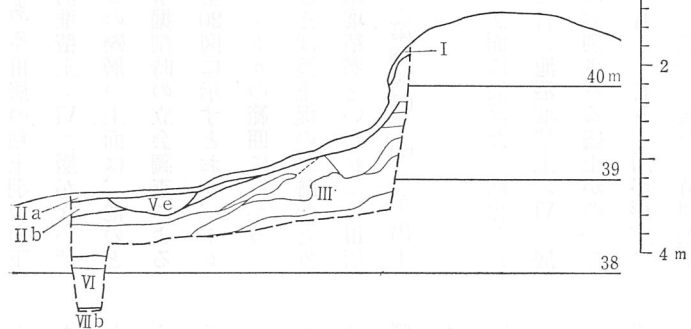
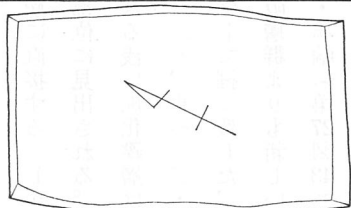
第23図 河内坂門原陵トレンチ平面および断面図(3) (1/80)

形状性格等を明らかにしえなかった。遺構の切り込み面を界にして、盛土は上下二枚に大別される。この不整合面は、第19と21トレンチの水田又はこれに極似た土層の上面に相当するのであろう。III層から磁器(第25図23)・埴輪(第27図52)・瓦(第28図58・59・60)が出土した。第23・24・26トレンチ(第23図10・11、第24図13) 第25トレンチとともに東濠の南側外堤内法に設定した。地層は、北側のトレンチと基本

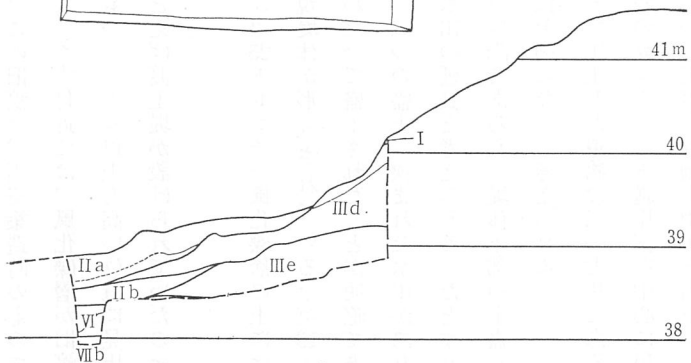
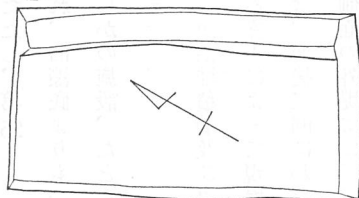
的に同じ様相を示す。すなわち、最下部に風化した円礫の地山(VIIb)層があり、この上に有機質分を多量に含む砂・細砂・微砂又は粘土の細層からなる堆積土(VI)層がある。前者は、当陵のある時点の濠底と、後者は、そこに流入した土砂が植物遺体を間に挟みながら自然に堆積したものと思われる。VI層の上には、粘土塊を主体とする厚くて堅い盛土(III)層があり、堤の羽金となっている。その上をさらに二次堆積土が



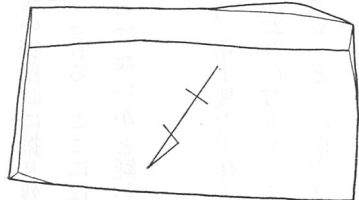
12 第25トレンチ



13 第26トレンチ



14 第27トレンチ



第24図 河内坂門原陵トレンチ平面および断面図(4) (1/80)

覆っている。東濠の北側のトレンチと違うのは、III層中に上下二層に分かれる不整合面や水田面が明確でない点である。二次堆積土は、上(II a)・下(II b)二層に大別され、間に溝状遺構が切り込まれる。

溝状遺構は、後述の第25トレンチにも断面が見出される。これらは連なった一本の溝となるものと思われ、南側外堤内法裾にほぼ一直線に走る。上幅七〇〜一六〇センチ、深さ一五〜三〇センチで、断面が浅いU

字形を呈する。その埋土(Ve)層中には、極めて多量の有機物が含まれていた。

第23トレンチIII層から磁器・瓦(第28図64)、VI層から埴輪(図版三2、第27図42・48・第28図51・55)が、第26トレンチIII層から瓦器(第25図11)・炆器(第25図20)・埴輪(第27図46・56)・瓦(第28図67)の破片などが出土した。第24トレンチからは、遺物は出土しなかった。



第25トレンチ(第24図12) 堤体の盛土であるⅢ層の粘土羽金の下に、東濠の他のトレンチでは必ず見られる池沼堆積土(Ⅵ)層がない。Ⅲ層は風化礫(Ⅶb)層に直接する。しかもこの礫層の上面は、他のどのトレンチよりも浅い部位に見出される。工事掘削時の立会調査によると、その床面で確認される浅い風化礫層は、第20図に示すとおり、トレンチ中央から西へ二メートル、東へ一二・五メートルの範囲に広がる。濠底の掘削の折に、意図して掘り残した、たとえば渡土堤の痕跡かと推測される。礫層は、大阪層群よりも新しい河床堆積層といわれる。Ⅲ層から、土師器・須恵器・埴輪(第27図43)・瓦(第28図65・69)が出土した。

第27トレンチ(第24図14) 南の渡土堤の東法面に設けた。風化した円礫からなる地山(Ⅶb)層の上を有機質分を含む池沼堆積土(Ⅵ)層が覆う。その上に上(Ⅲd)下(Ⅲe)二層に大別される盛土がのっている。それぞれの盛土の上に二次的な堆積土(Ⅱa・Ⅱb)層が形成されている。前後二回にわたる築堤が考えられる。二つの盛土の時間差や北側トレンチのⅢb・Ⅲc層との対応関係は明らかでない。Ⅲd層から土師器・須恵器・埴輪・瓦の破片が出土した。

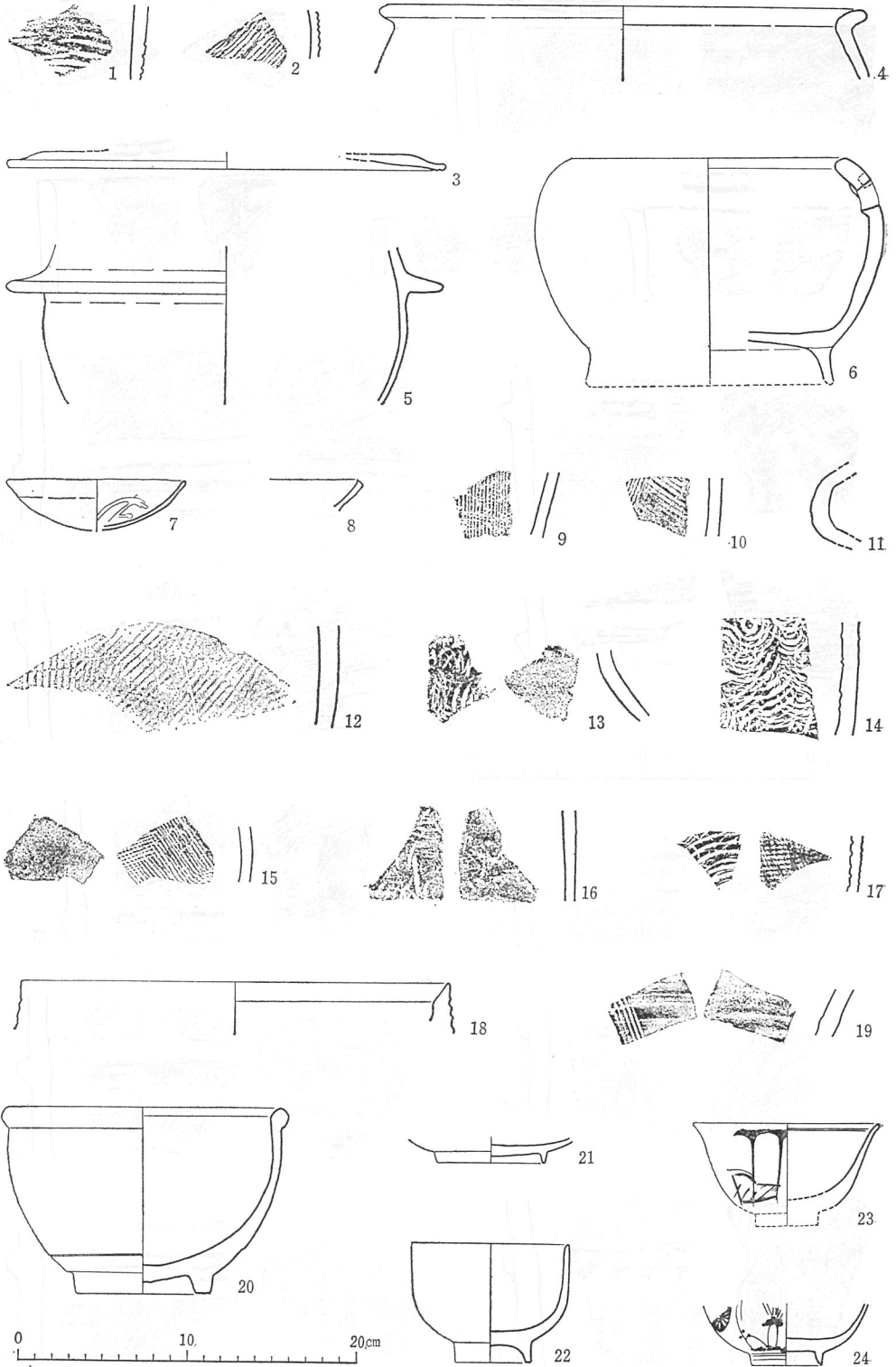
東濠に設定した第18トレンチの所見を要約すると、次のようになる。現堤体内法の下には大阪層群よりは新しい河床堆積の風化礫層を掘り込んで底床とする古い濠があり、有機質分を含む粘土・微砂・細砂・砂などが互層となって堆積し、旧濠底を覆っている。水を湛えてい

たと推定される。この旧濠は、当陵築造時のものである可能性がある。ただし、第25トレンチ付近では、風化礫層が旧濠の掘削時に掘り残され、旧濠底よりも一メートル以上も高い位置に見出される。ここには何らかの施設、たとえば渡土堤が設けられていたのではないかと疑われる。

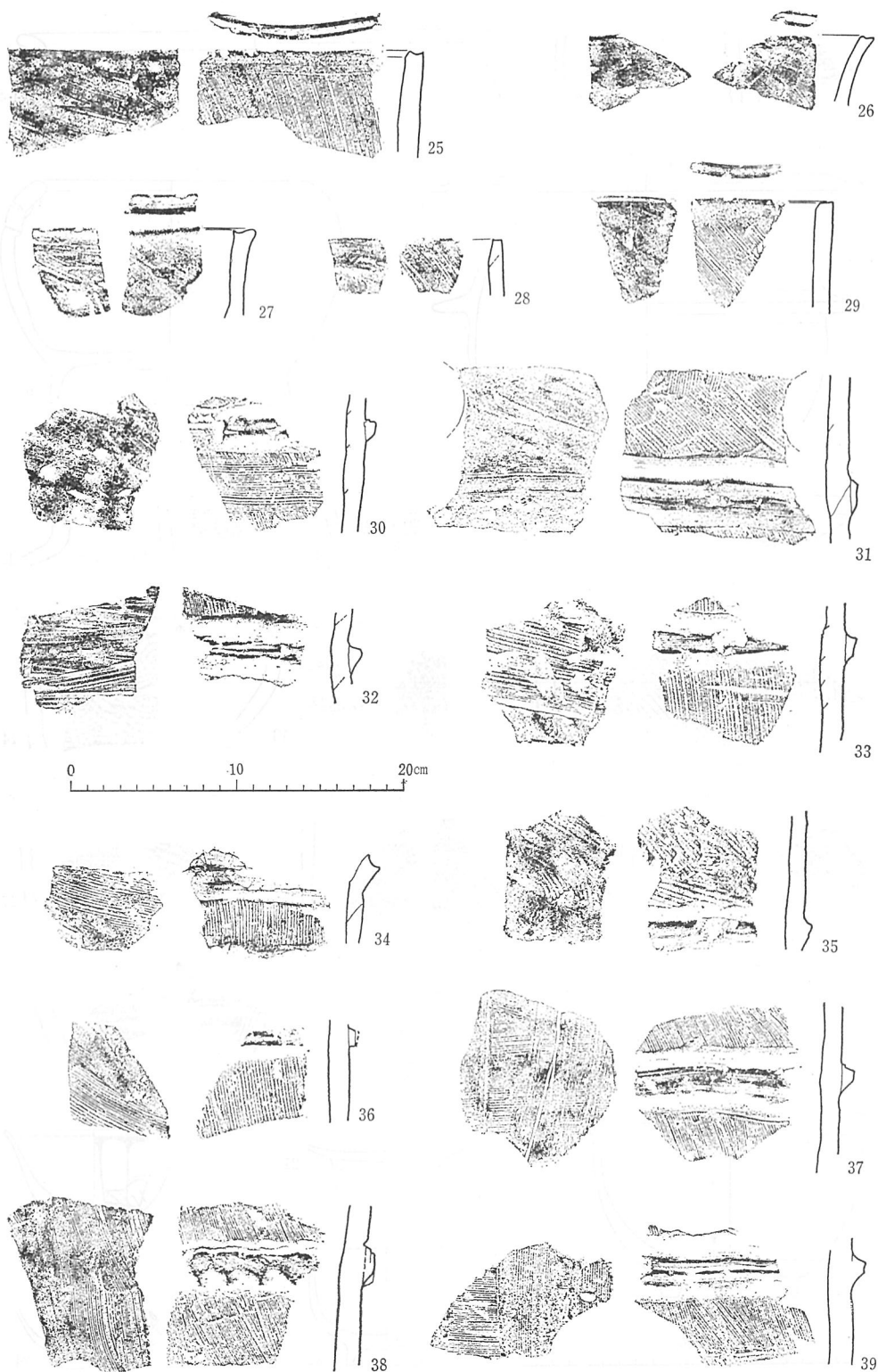
池沼堆積層及び第25トレンチの風化礫層の上には、粘土塊を主体とする盛土によって現堤体が形成されている。第19トレンチ及び27トレンチでは、前後二回にわたって盛土されたことが明瞭である。とくに前方部北側面の外堤には、二つの盛土に挟まれた水田があり、濠敷の幕末修陵時まで耕作された水田の延長と考えられる。だとすれば、堤体上部の嵩上げは、幕末修陵時以降であろう。堤体下部の土盛りは、包含される陶磁器から、江戸時代を遡らないと考えられる。

事前調査によって出土した遺物は二一七片である。このほかに、後円部背後外堤の既設のコンクリート護岸部を中心に現濠底表面に散布した一六一片、立ち会った工事の掘削土中から出土した九九片があり、合計三七七片の遺物が採集された。その大部分二五六片が埴輪で、ほかに弥生式土器・土師器・須恵器・炆器・陶磁器・瓦がある。Ⅲ層の盛土から出土したものと現濠底表面に散布したものがほとんどである。当陵の原初のものとして認められるものはないが、原初の濠底堆積物の可能性のあるⅥ層から一三片の埴輪が出土した。

弥生式土器(第25図1) 甕と思われる破片で、粗い叩き目を施す。



第25図 河内坂門原陵出土遺物実測図(1) (1/4)



第26図 河内坂門原陵出土遺物実測図(2) (1/4)

土師器(第25図2~6) 2は、甕の破片と思われる、外面にやや細い

叩き目を施す。3は皿又は坏の器高の低い蓋と思われる、口唇部に一条の溝を繞らす。甕4は、短い口縁が大きく外に開く。胎土が粗い。羽釜5は、胎土が細かく、器壁も薄い。胴部に煤が付着している。6は、貼付高台の大きな底部から立ち上る胴部が内傾して口縁部に直接する。肩に円孔が穿たれ、その近くに別の円い刺突も加えられている。用途不明。

瓦器(第25図7~11) 7は小型の塊で、丸底。内面に粗い暗文がある。別に、断面が三角形の形骸化した高台を付す小型の塊が出土している。ともに焼成が悪い。8は、端部の尖った口縁部。9は擂鉢。10は叩

き目のある胴部破片。11は、頸部破片で、復元外径三五センチを計る。

須恵器(第25図12~17) すべて破片で、器形の知られるものはない。15の内面は叩き目をほぼ摩り消している。13・16は、内面の叩き目に弱い摩り消しを加えている。

炆器(第25図18~20) 口縁部片18は、外面に沈線を繞らす。19は擂鉢。20は、半球形の鉢で、口縁部が玉縁、胴下半部以下に削りを加えて高台を造りだす。外面上三分の一以上と内面には、粗い施釉の跡がある。

陶器(第25図21・22) 21は、皿又は鉢と思われる、灰色の釉を施す。22は、黄色の釉を施した茶碗。

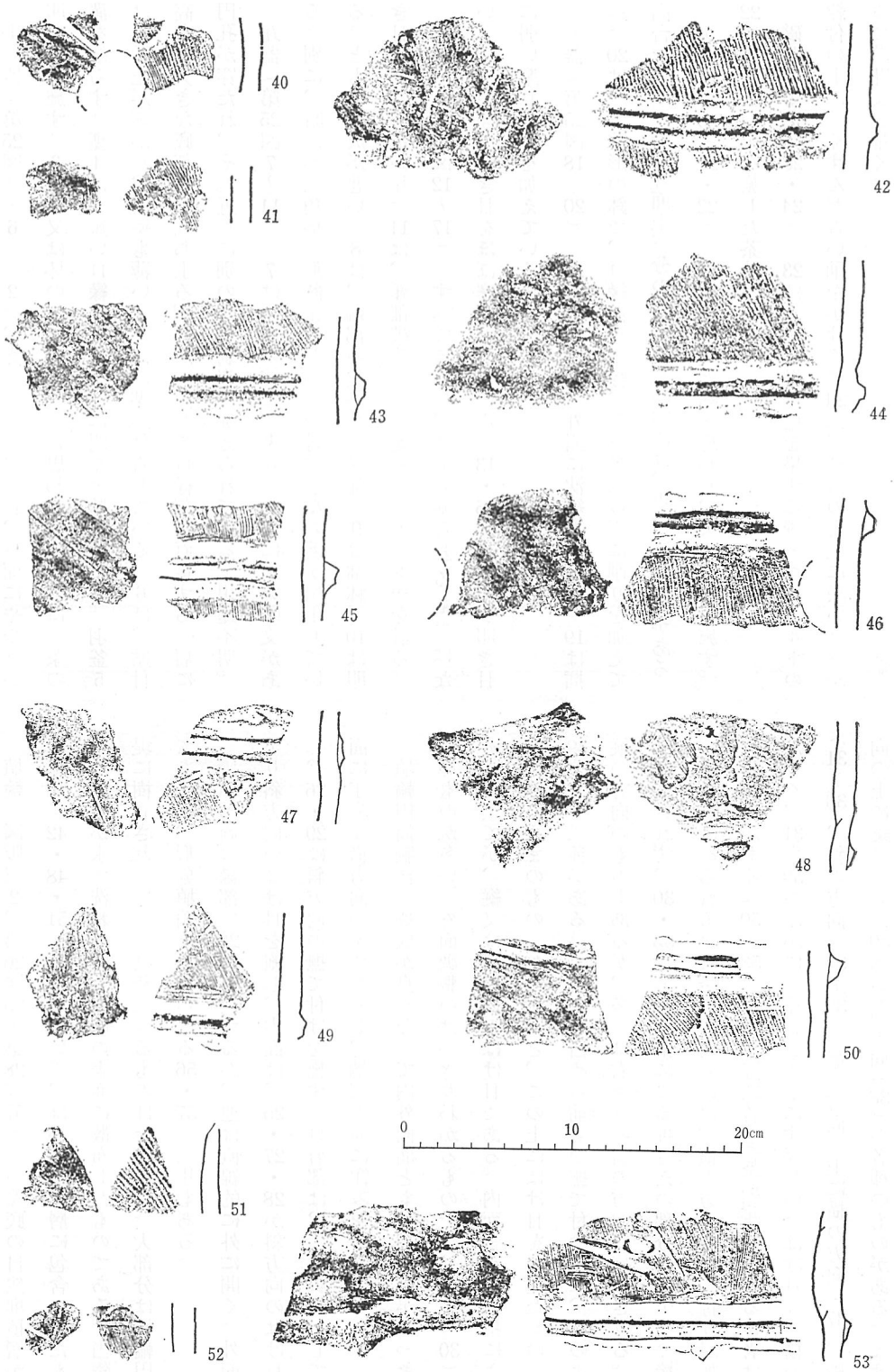
磁器(第25図23・24) 23は、一部黒褐色を呈する濁ったコバルトの絵付の上に、くすんだ青い釉をかける。24は、純白の素地に淡いコバルトで草花文を描く。

埴輪(図版三2、第26図25~第28図57) 旧濠底の自然堆積層からの

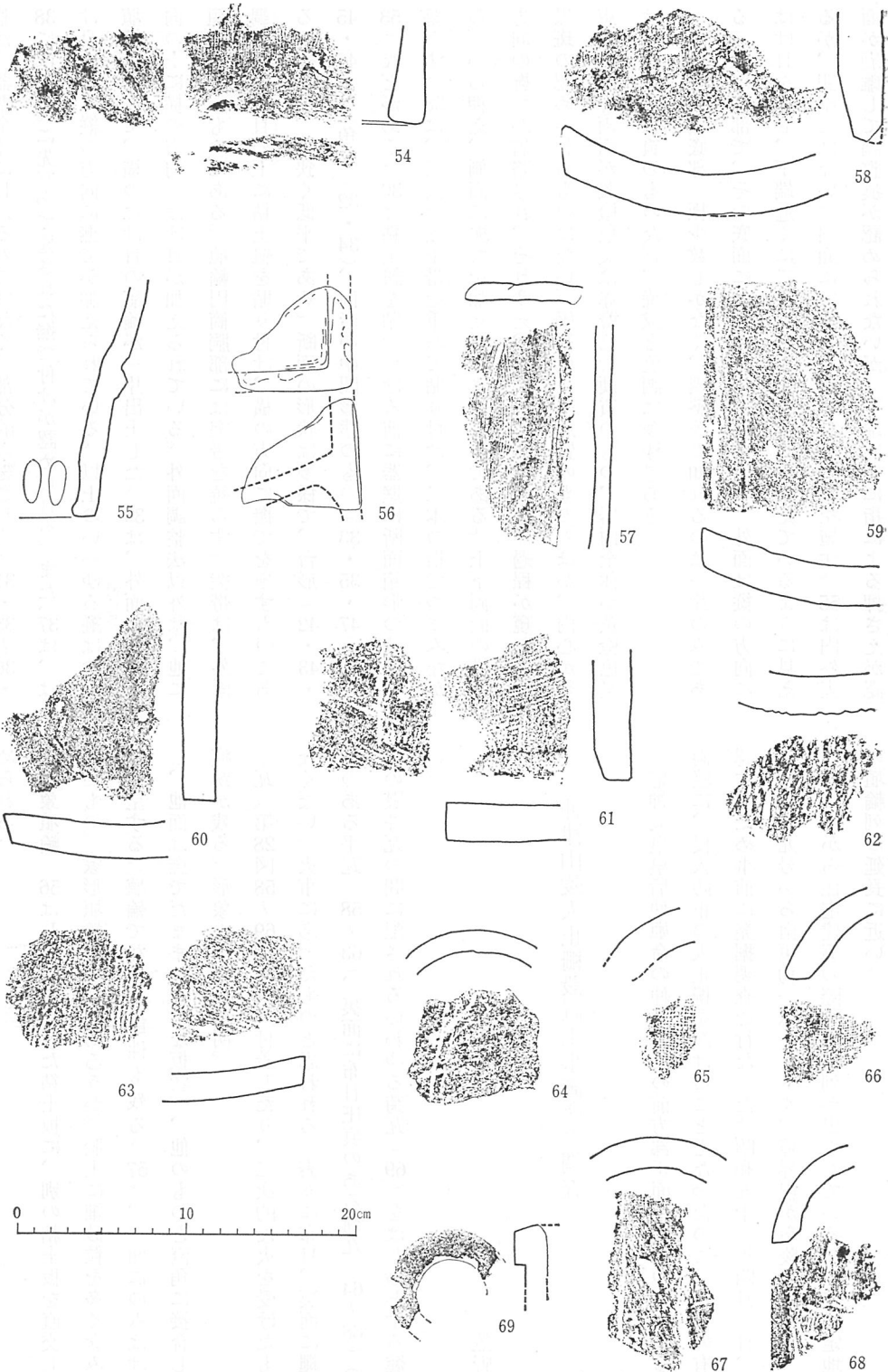
出土品(42・48・51・55)を除いて、ほかは盛土層に含まれたものか又は盛土が水で洗われて現濠底の表面に散布したものである。当陵の外堤に樹立されていたと判断できるものはなかった。大部分は埴輪円筒片であるが、形象埴輪と考えられる56・57の二片もある。

埴輪円筒口縁部 26は外反するが、他は直線的に外に開く。外面は右下り斜方向のはけ目を施し、内面は、25・27・28が斜方向のはけ目を施し、26・29は斜方向の撫で付けを施す。口唇部は、二次調整として内外面に丁寧な横方向の撫でを施し、端部上面に窪みをつける。

埴輪円筒胴部 焼成が良くなって内外両面ともに調整痕がはっきりしないものが多い。外面調整のはっきりわかるものでは、一例(30)をのぞいて全てが、縦又は斜方向のはけ目である。内面調整は、指による撫で付けのままのもの(40~53)と、この上にはけ目を加えたもの(31~39)との二種がある。大部分を占める前者の撫で付けには、49のような縦の方向のものもあるが、多くは右下りの斜の方向に施こされる。十分には施されず、30・33などでは指による押さえの部分に粘土紐の接合痕が各所に認められる。突帯部の内面には、横の方向の撫で付けが加えられることがある(50・53)。内面にはけ目調整が認められる後者は、数が少く、31~39のほかに五片を認めるにすぎない。はけ目は、横の方向(31~33)、斜の方向(34~36)、縦の方向の上に横の方向(37)、横の方向の上に縦の方向(39)、縦の方向(38)の各種のものがある。はけ目調



第27図 河内坂門原陵出土遺物実測図(3) (1/4)



第28図 河内坂門原陵出土遺物実測図(4) (1/4)

整は、器壁全体にわたるのではなく、部分的に施される。31・33・36・

38には、これに先だって施された撫で付けが認められる。また、37は、はけ目の上に縦の方向に撫でが加えられている。以上のいわゆる縦はけの埴輪に対して、横のはけ目の埴輪が一片出土した。30は、外面に斜の方向の上に横の方向のはけ目が加えられている。外面調整法以外は、他に類例の多いものである。埴輪円筒胴部には突帯を繞らす。突帯は、外面調整のはけ目の上に粘土紐を貼り付け、横の方向に撫でを施すものである。総じて、幅狭く低平である。断面の形状は多様で、台形(42・43・45・46)、三角形(32・34)、両者の中間形態のもの(33・35・47・49・53)などがある。30は粘土紐を貼り付ける前に器壁に断面箱形の沈線を繞らす。38は、二枚の粘土帯を重ねて貼り付け、二本の指でつまみながら下から押え、側面に撫でを加えたままのものである。上下両面の横の方向の撫でが省略され、それゆえ、かえって突帯の製作過程が窺える。黒斑の認められるものはない。灰褐色の須恵質のものほか、内心が須恵質で内外両面が黄橙色又は赤橙色で硬質のもの、器肉全体が黄橙色又は赤橙色で軟質のものなど、焼成と色調は多様である。

埴輪円筒基底部 極少数しかなく、調整等の知れるのは一片のみである。54は基部で、その底面に斜に接合した痕を残す。外面は縦の方向にはけ目を施し、下端近くに二次調整らしきものを加えているように見えるが、明確ではない。内面には斜の方向に撫でつけを施す。55は内外表面が剥離して調整痕が認められないが、下端内面に指による押さえが認

められる。

形象埴輪 56はL字状に曲げた粘土板に、別の粘土板を直交して接合したもの。家形埴輪の底部であろうか。胎土に細砂粒を多く含み、茶褐色を呈する。埴輪でない可能性も残る。57は、一面にのみはけ目を施し、他面は撫でたままの平らな板状で、他のものと直角に接合していた痕跡が残る。形象の種類は不明。

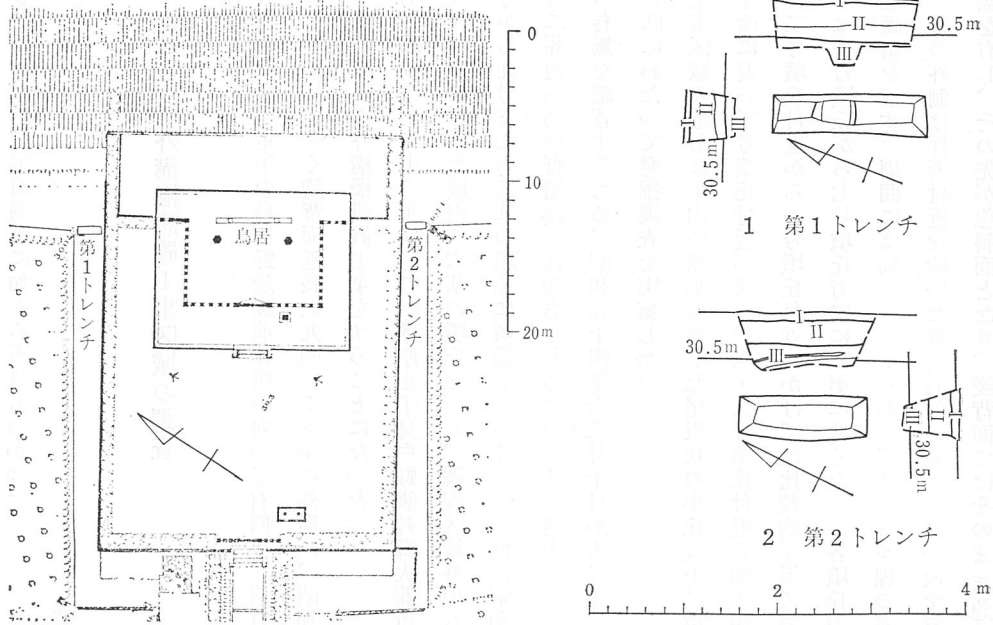
瓦(第28図58・69) 煤が付着したり、二次的な火を受けたものが少なくない。火事にあつたものと思われる。表面に布目、裏面に縄目の圧痕のある平瓦(58・63)、裏面に布目圧痕のある筒瓦(64・68)のほか、棟の熨斗瓦の間に配されるいわゆる菊瓦(69)をはじめとする燻瓦も多い。

(笠野 毅)

#### 仲津山陵人止柵設置工事箇所調査

応神天皇皇后仲姫命の仲津山陵の前方部正面外堤の中央にある拝所の両脇に、侵入防止の人止柵を設けることとなつたので、遺構の有無を確認するため事前に発掘調査を行なつた。昭和五十一年四月一日、拝所隅の界標四九号から南東約一六メートル、境界線から陵域外に二メートルのところから住宅建築の際に埴輪列が出土している。工事予定地は、この埴輪列の延長に近い。





第29図 仲津山陵トレンチ位置図(左)(1/500) トレンチ平面および断面図(右)(1/80)

調査は、十月三十日に、拝所両脇に幅〇・四メートル、長さ一・四、一・六メートルのトレンチ二本を第29図左のように設けて行なった。その結果、遺構として明確なものはなく、工事予定面積も狭小なので、予定通り施行して支障ないものと判断された。遺物は何も出土しなかった。

調査したトレンチにおける地層を大別すれば、次のとおりと思われる(第29図右)。

I層 表土層、黒色腐植土。

II層 上・下二層からなる攪乱層。上層は、黒色腐植土と円礫を含む砂質土、下層は、黒色土を含む円礫層。

III層 地山層。上・下二層が認められる。上層はかたくしまった砂礫層で、礫は直径五〜二〇センチメートルの円い河原石である。下層は赤褐色又は灰色の粘土層である。

このうち、III層下部の粘土層は、地山としてほぼ誤りないものと思われるが、上層の砂礫層は自然の河床堆積とも、人為的な礫敷とも見える。外堤頂部平坦面や墳丘テラス面などにおける礫敷の例はほとんど無いので、砂礫層は自然の地山とするのが妥当であろう。II層下部の礫層は、III層上部を構成する砂礫層が何らかの理由で攪乱された結果であろう。

以上のように、工事予定部分には、本来の外堤上面にかかっている可能性が強いが、それがどこか、明確にできなかった。しかし、当該地には、埴輪列はもとより、遺物も皆無である。予定どおり施工し、立会調



査も実施したが、事前調査に加える所見もなかった。

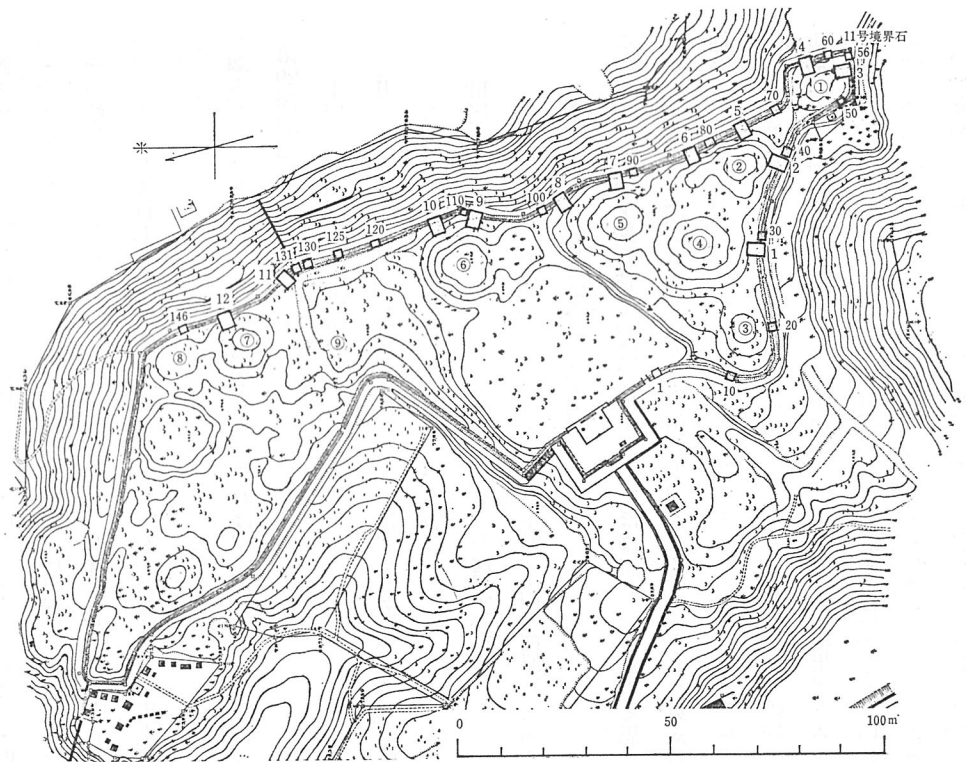
(笠野 毅)

### 鳥戸野陵外構柵設置工事区域の調査

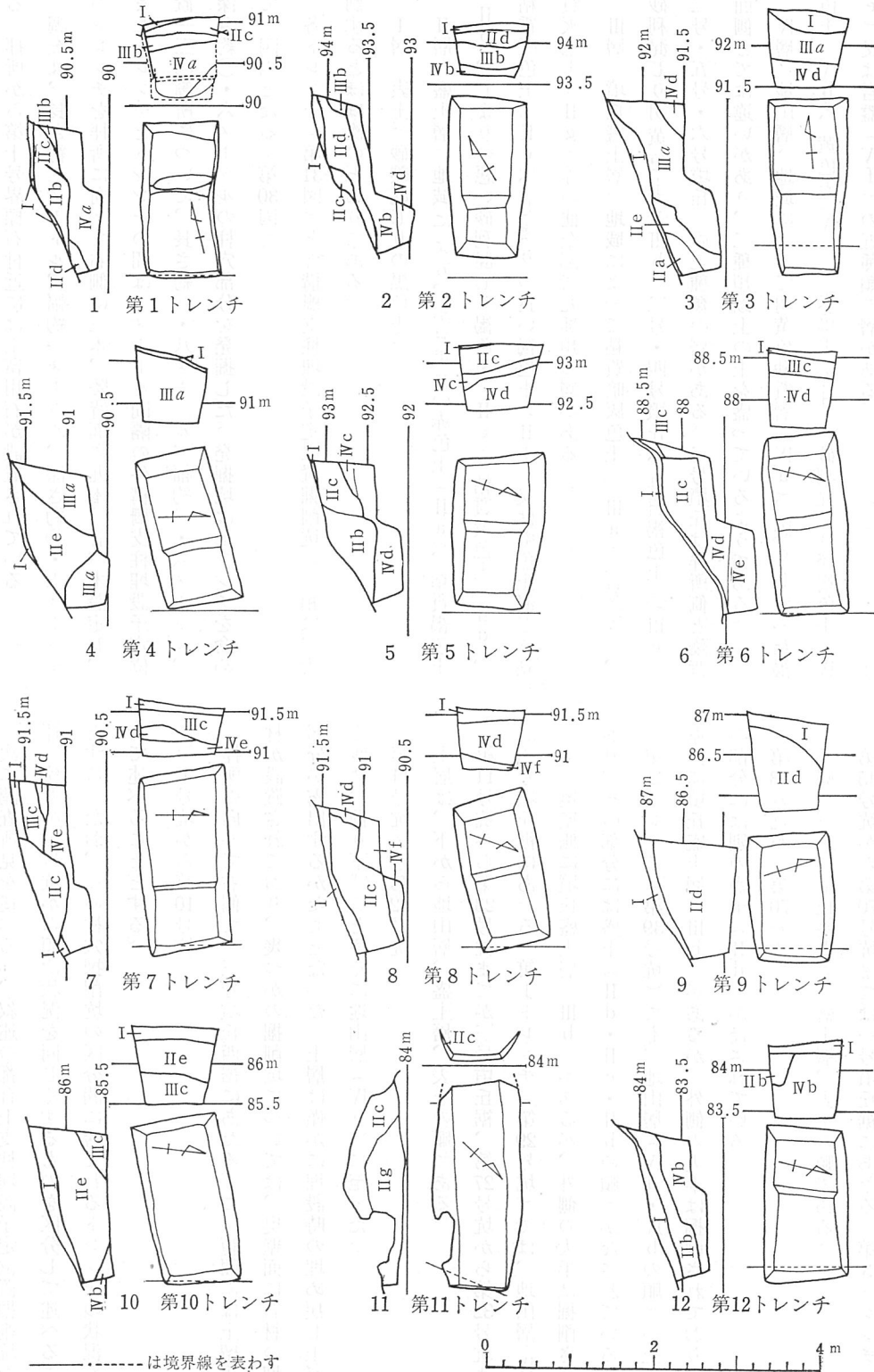
一条天皇皇后定子の鳥戸野陵前拝所の向って右側と、第11号界標を境にしてこれに続く陵背面延長二九四メートルの外周に、昭和五十四・五十五年年度に外構柵設置工事をする事になった。

工事区域は明治十二年四月の「藤原定子鳥戸野陵并御火葬所調査」所収の図面に示された域内一六基の墳丘のうち、調査区域外の八号を除く一号から九号までの八基の墳丘に隣接している。この地は昭和五十二年九月に葬地「鳥戸野遺跡」に包含されることが公示されたので遺構・遺物の有無を確認するため、昭和五十四年十二月十日から二十二日まで十二日間にわたって発掘調査を実施した。

工事区域の地形は東山の裾からのびた尾根状の小丘陵上に位置し、最も拝所に近い三号墳丘付近が低く、四・二号墳丘付近の順で徐々に高まり、二号墳丘付近から一号墳丘付近にかけては比較的平坦である。陵背面では一号墳丘から七号墳丘方向に次第に低くなる。各墳丘の間は緩やかな傾斜を示す。周囲には幅一メートルから二メートル程の巡回路が巡り、その外側は拝所付近を除いた拝所右側の範囲では一段テラス状の平坦部を有し、その先が急斜面となり、陵背面ではそのまま急斜面にな



第30図 鳥戸野陵トレンチ・掘削坑位置図(トレンチ・掘削坑は拡大して記入)



第31図 鳥戸野陵トレンチ平面および断面図 (1/80)

る。拝所から第十号界標石付近には土留用石が設置されている。

調査は、長さ約二メートル、幅約一メートル、深さ約〇・六メートルのトレンチを拝所に向って右側に三本、陵背面に九本、計三本設定し、またトレンチとトレンチの間は二メートル間隔の外構柵支柱埋設予定位置一三四箇所について、長さ約〇・八メートル、幅約〇・六メートル、深さ約〇・六メートルの柱穴部分を発掘した。発掘坑はトレンチを含めて一四六となる(第30図)。

各トレンチ(第31図)と外構柵支柱埋設予定位置掘削坑の土相は、大別するとほぼ次のとおりである。

I層 表土。砂礫混じりの黒色土。

II層 盛土層。地域により、ボロボロの赤色土(II a)、粘質褐色土(II b)、しまりの悪い砂利混じり褐色土(II c)、粘質黄色土(II d)、粘質灰色土(II e)、しまりの良い褐色土(II f)又は橙色土混じり粘質灰色土(II g)等の他全部で九種類の層がある。

III層 墳丘盛土層。地域によって粘質暗灰色土(III a) 一号墳丘、砂利混じり明黄色土(III b) 二号・四号墳丘、粘質褐色土(III c) 二号・五号・六号墳丘の三種類の層がある。二号墳丘は拝所側と陵背側とは違いがあり、二種類以上の土を盛っているようである。

IV層 地山層。地域によって明黄色砂質層(IV a)、硬くしまった褐色土(IV b)、黄色土(IV c)、灰色土(IV d)、砂利混じり淡褐色土(IV e)又は岩盤(IV f)の五種類の層がある。

次に調査所見を述べるが、叙述の都合上支柱埋設予定位置掘削坑を御拝所傍の第1号坑から順次状況を同じくするものを区分して述べることにする。なお、この柱穴掘削坑の区分間に含まれるトレンチの状況も併せて述べることにする。

第1号坑から第10号坑

拝所の向って右側で、三号墳丘西裾にあたる。この範囲には土留用石材が設置されており、幾つかの掘削坑については、奥壁面に石材の埋設部分が露出するかたちとなった。土層は僅かに埋設時の埋め戻し土がある他は、掘り下げるとすぐに地山層(IV e)に至った。

第11号坑から第42号坑

土層は、下から地山層、盛土層、表土の順である。

第11号坑から第23号坑までが三号墳丘裾、第27号坑から第32号坑までが四号墳丘裾にあたる。第1トレンチ(第29号坑)では、地山層(IV a)の上の奥壁側に墳丘盛土層(III b)があるが、外側の大半は掘削されており、その部分には盛土(II d・II c・II bの順)がなされている。

第2トレンチ(第39号坑)でも、地山層(IV d・IV bの順)の上の奥壁側に墳丘盛土層(III b)があるが、外側の大半は掘削されており、その部分には別の盛土(II d)がなされている。

第43号坑から第70号坑

土層は下から墳丘盛土層、盛土層、表土の順である。

第45号坑から第70号坑までは一号墳丘裾にあたる。第3トレンチ(第

55号坑)では、奥壁側に地山層があり、その上の墳丘盛土(Ⅲa)上には別の盛土がある。第4トレンチ(第63号坑)は墳丘盛土(Ⅲa)が削られ、粘質灰色土が盛られている。

第71号坑から第74号坑

一号墳丘と二号墳丘の間にあたる。土層は下から盛土層、表土の順である。

第75号坑(第5トレンチ)から第113号坑

土層は下から地山層・盛土層・表土の順である。

第75号坑から第82号坑(第6トレンチ)は、二号墳丘裾にあたる。

第5トレンチ(第75号坑)では地山層(Ⅳc)の上に盛土(Ⅱc・Ⅱbの順)がなされている。第6トレンチ(第82号坑)では、地山層(Ⅳc)の上の奥壁側に墳丘盛土(Ⅲc)があるが、大半は掘削され、その部分には別の盛土(Ⅱc)がなされている。

第90号坑から第99号坑は五号墳丘裾にあたる。第7トレンチ(第91号坑)では、地山層(Ⅳe・Ⅳdの順)の上の墳丘盛土(Ⅲc)は大半が掘削され、その部分には別の盛土(Ⅱc)がなされている。第8トレンチ(第97号坑)は、第5トレンチと同様である。

第102号坑から第113号坑は六号墳丘裾にあたる。第100号坑の地山層はⅣeである。第9トレンチ(第109号坑)では盛土層(Ⅱd)が厚く盛られ、上には表土があるだけである。第10トレンチ(第112号坑)では、巡回路側に地山層(Ⅳb)があり、奥壁側に墳丘盛土(Ⅲc)が盛られている。

る。両層ともトレンチ中央下方に向かって傾斜しており、上には別の盛土(Ⅱe)がなされている。

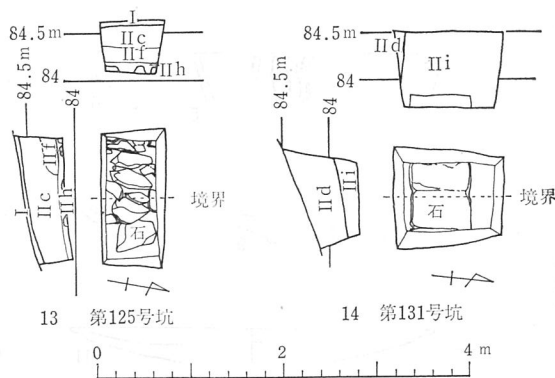
第114号坑から第136号坑

土層は、下から盛土層・

表土の順である。第114号坑から第132号坑は、九号墳丘裾を巡る溝と巡回路の間の土堤部分にあたる。第125号坑(第32図)の盛土層(Ⅱf)や第11トレンチ(第132号坑)の盛土層(Ⅱg)の上にはしまりの悪い砂利混り褐色土(Ⅱc)が盛られている。第130号坑の地山層は岩盤(Ⅳf)である。第131号坑(第32図)の盛土(Ⅱd)は、再度の攪乱を受けている。

第137号坑から第146号坑

土層は下から地山層・盛土層・表土の順である。第137号坑から第142号坑が七号墳丘裾にあたる。第12トレンチ(第140号坑)では、地山が南壁側で、全体的に削られた後、盛土されている。



第32図 鳥戸野陵掘削坑平面および断面図 (1/80)

調査の結果、第1〜4・6・7・10トレンチと第43号〜第70号掘削坑から墳丘盛土が、第1トレンチと第125号・第131号両掘削坑から遺構が検出された。

第1トレンチ内中央地山層(IV a)に、長径〇・七メートル・短径〇・一五メートル、深さ〇・二メートルの細長い掘込みがあり、中から少量の砂粒を含むボロボロした炭化物が検出された。本来は上の層から掘り込まれていたと考えられるが、上層は掘削後の盛土であるため、どの層から掘り込まれていたか確認することはできなかった(第31図)。

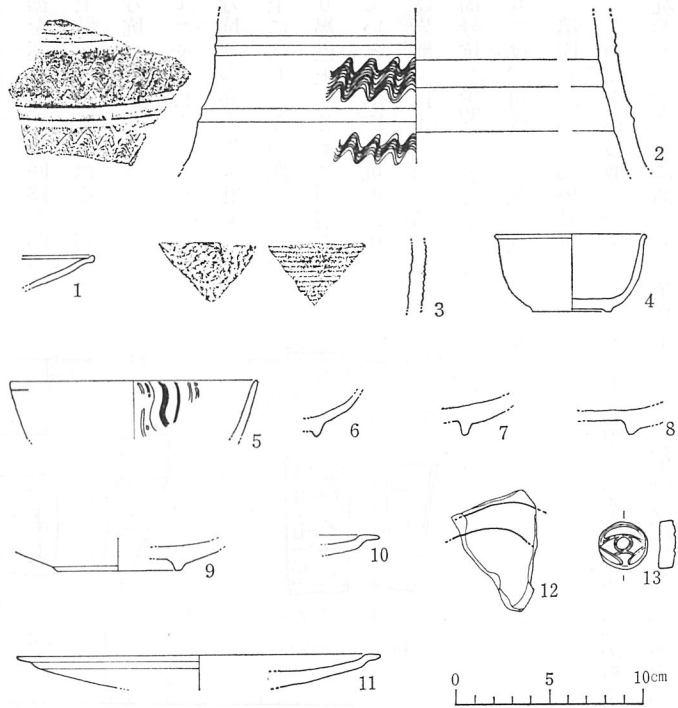
第125号坑内底面からは、長径約四〇センチ前後の割石を用いた石列を検出した。また、第131号坑内底面からも、長径七五センチ、短径六五センチ、厚さ一三センチを測る長方形の板石を検出した(第32図)。第30図によると本坑の直下には土堤内側の溝から土堤と巡回路の下を抜ける排水用の暗渠が通っていることになっており、この暗渠に伴うものではないだろうか。

以上の三箇所については工事に際し柱の位置を変更し、その他の部分については、当初の予定通り工事を実施した。

今回の調査による出土遺物は、第6・第8・第9・第10・第12の各トレンチと第17号・第65号・第77号・第123号・第139号・第141号の各掘削坑から土師器・須恵器・陶器・磁器・瓦・泥面子・その他合わせて総数三十一点が出土したが、いずれも破片である。器形の判るもののみを第33図に示した(図版四1)。

土師器

皿(1)第10トレンチ墳丘盛土層(III c)出土。口縁部破片で、器厚は薄く、外反ぎみにのびて端部は僅かにたちあがる。外面には布あるいは指によると思われる整形痕が残存する。焼成はやや悪く、色調は薄い赤褐色を呈する。



第33図 鳥戸野陵出土遺物実測図(1/4)

## 須恵器

器台(2) 第10トレンチ盛土層(Ⅱe) 出土。脚部破片で、外面には突出度の低い凸帯を巡らし、その間に櫛描波状文を施している。

甕(3) 第12トレンチ表土出土。胴部の破片と思われ、外面には平行叩き目文・内面には同心円文が認められる。

## 磁器

碗(4~6) 4は第9トレンチ盛土層(Ⅱd) 出土。高台部は低く、底部は丸味をもち、胴部は垂直に近い状態で開き、口縁部に至る。外面には、釉鱗が認められる。地色は白色を呈する。5は第10トレンチ盛土層(Ⅱe) 出土。口縁部破片で、外面には横線・内面には縦縞の染付文様が施されているが、小片で詳細は不明。6は第12トレンチ盛土層(Ⅱb) 出土。高台部から底部にかけての破片で染付文様が施されている。高台部外面では二本の横線を表わし、底部内面のものとは不明瞭である。

皿(7~11) 7・9は第12トレンチ盛土層(Ⅱb) 出土。二点とも高台部から底部にかけての破片で、内面に染付文様が施されているが、小片で詳細は不明。8は第14号坑内盛土層(Ⅱb) 出土。高台部から底部にかけての破片で、内・外面に、釉鱗が認められる。地色は白色を呈する。10は第13号坑内盛土層出土で、口縁部破片。11は第14号坑内盛土層(Ⅱb) 出土で、口縁部から体部にかけての破片。二点とも彎曲して広がり、端部で水平に外方へ延びる。地色は白色を呈する。

瓦(12) 第14号坑内盛土層(Ⅱb) 出土。棧瓦の一部分で内・外面と

もに縦の篋磨き痕が残存する。断面は弧状となっている。二次焼成を受けており、赤味があった灰白色を呈する。

泥面子(13) 第9トレンチ表土出土。赤色素焼の円形で、直径二・六センチ、厚さ〇・八センチを測る。表面には型押しによる扇の模様が描かれている。

この他、トレンチと掘削坑から次の出土品がある。

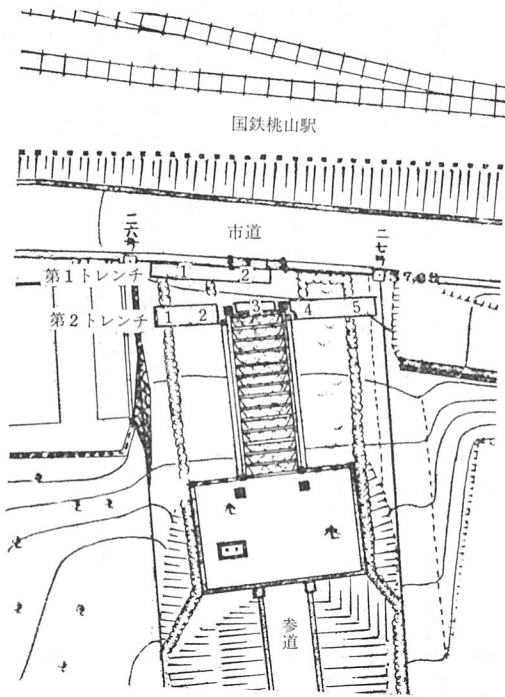
第17号坑内盛土層から須恵器片一点、第65号坑内表土層から陶器片・磁器片各一点、第77号坑内盛土層(Ⅱd) から原形不明の遺物一点、第6トレンチ盛土層(Ⅱc) から瓦片一点、第8トレンチ表土から陶器片一点、第10トレンチ盛土層(Ⅱe) から磁器片五点、赤色素焼の原形不明遺物一点、第13号坑盛土層(Ⅱb) から土師器片一点、第12トレンチ表土から陶器片・磁器片、盛土層(Ⅱb) から陶器片・磁器片・瓦片各一点。

(佐藤利秀)

## 大光明寺陵駐車場取設工事区域の調査

大光明寺陵参道入口、市道に面した約三三平方メートルに、新しく駐車場を設置することになった。当該地は遺跡「伏見城跡」に含まれるので、事前に発掘調査を実施した。

光明天皇陵以下二陵一墓のある当陵墓地は、伏見城の外郭をなす武



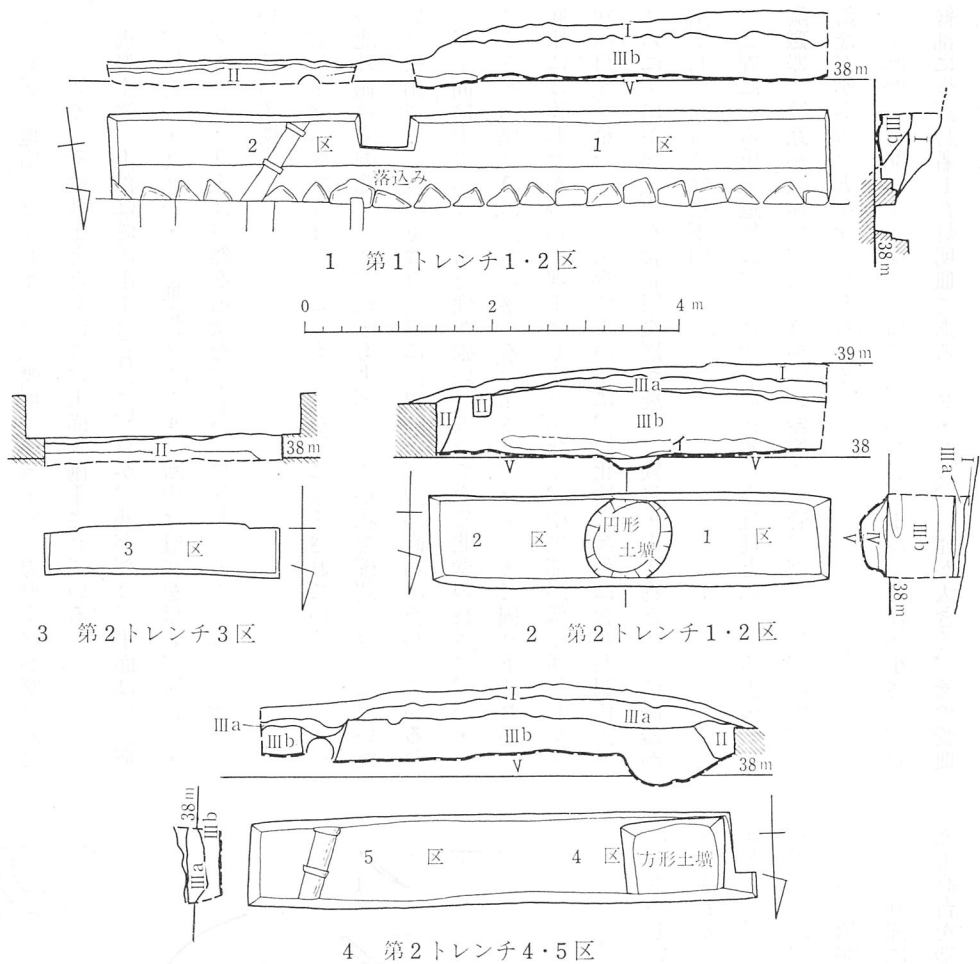
第34図 大光明寺陵トレンチ位置図 (1/500)

家屋敷の南の一画たる桃山町泰長老一五九番地にある。南は急に落ち込んで宇治川の沖積地に至る。東は細長い谷が入り、その向いは桃山町本多上野と呼ばれる台地である。北は国鉄奈良線桃山駅で、その線路の一部は盛土しているの、これを取り去って考えると、東の谷の一部は直角に西に折れて入りこむように見える。西は比高約三メートルづつの段三つを介して大和街道に至る。この泰長老の地は、東と南が現に大きく落ち込み、西・北も少なからず段差をもっていたようで、本来は方形の台地ではなかったかと推定される。京都市田中勘兵衛氏所蔵の伏見城古図にも、「泰長老」とあり、東側の谷には宇治川と連絡するらしい堀割

が南北に走り、これに沿って西隣りに道路が通る。当陵の工事予定の参道入口は、本誌二九号に掲載した「伏見城図」の「月光院」「文珠院」と記された区画かその北の道路との間に相当し、他の一本(文禄四年)によれば、「板倉」「岩見ヤシキ」と見える区画に比定される。前者は、屋敷地はその所有者名を記し、斜面地は名を記さずに区画のみを表現する手法を用いている。工事予定地は、ちょうど斜面地であり、しかも道路路際でもあるので、現地が旧形をとどめているならば、「月光院」「文珠院」とその北を東西に走る道路に挟まれたところと考えられる。また『慶長年成伏見図』と題する別の一本には、斜面地の表現はなく、道路と屋敷地とが区画されて表わされているなかに、「月光院」の北隣に記名のない方形の一区画がある。どの古図が正しく、工事予定地が誰の屋敷であったかは、詳らかでない。しかし、いくつかある伏見城古図の一本一本のうえでどの部分が工事予定地に当るかは、おおよそではあるが、容易に比定しうるのである。

調査は、昭和五十五年一月十七日から二十二日までの六日間行なった。その結果、性格は不明であるが、二つの遺構が検出された。しかし、工事の掘削は、その遺構の切り込み面に達しないので、駐車場舗装の下に保存されることになり、予定通り工事を実施した。施工時にも監区職員が立ち会ったが、遺構・遺物について新たに加えるべきものは出土しなかった。

工事予定地に二本のトレンチを設けて発掘した(第34図)。道路際の



第35図 大光明寺陵トレンチ平面および断面図 (1/80)

第1トレンチは幅〇・九メートル、長さ七・七メートル、駐車場の奥に当る階段登り口に設けた第2トレンチは、幅約一メートル、長さ一四・六メートルで、西から区画番号を付した。標準的な層序は、次の通りである(第35図)。

I層 表土。黒色腐植土。

II層 当陵の施設として水道管・排水管・階段・間知石積みを設けるために掘込まれた掘り方の埋土。

III層 新しい時期の盛土。上下二層に大別され、上のIII a層はごく新しい。工事資材と思われる砂や砂利の層が含まれ、掘り方の埋土であるII層を覆っている。下のIII b層は、茶褐色土が主体で、厚く盛り上げられている。土師器・陶磁器を含む。第2トレンチ1・2区では、この層の最下部に、前記の施設の基礎の下に入っている円礫と同じものが一層認められる(第35図2に示す)。

IV層 第2トレンチ1・2区で検出された円形土壇、同4区で検出された方形土壇



の埋土。

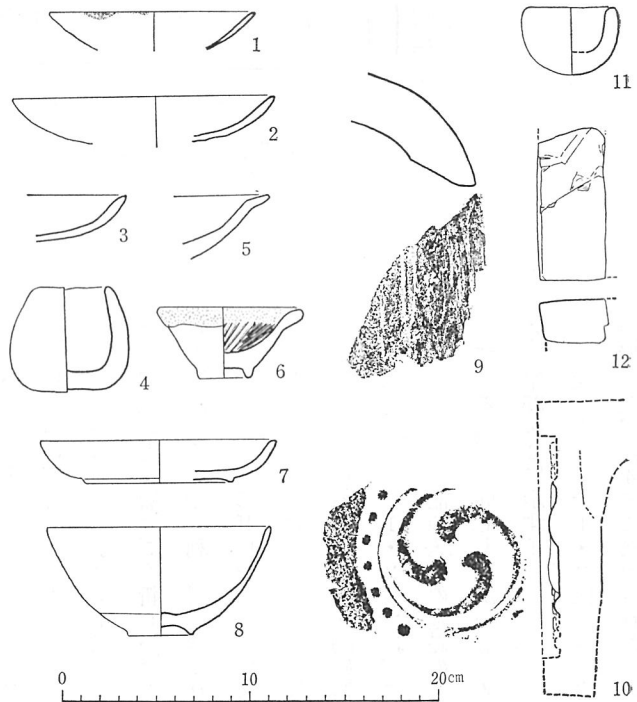
V層 地山。堅くしまった砂礫層。円形土壙と方形土壙が穿たれている。その埋土とともにこの上面は削平されている。

円形土壙 上部は既に削平されているが、残存部は、平面は楕円形で、径約〇・九×一・〇(推定)メートル。断面は盤状を呈し、深さ〇・三メートル。埋土は自然堆積状を示し、よくしまっている。遺物は無い。性格不明。

方形土壙(図版四二) これも上部を既に削平されている。トレンチの北外側の未掘部にのび、底床も未掘のため形状を確認しきっていない。検出された残存壁はコ字形に直線的な三辺が直角に交わっている。平面は方形になる可能性が強い。確認できる北壁の長さは、一・一メートル。壁はほぼ垂直に落ちる。深さ七〇センチまで掘り下げたが、底床には達しなかった。埋土はしまりがなく、中央部が低く窪むレンズ状の自然堆積を示す。茶褐色土の下に、炭化物を多量に含む茶褐色土、さらに下に茶褐色土を含む円礫層が続く。鉄釘・炭化物とともに磁器が出土している。性格不明。

調査による出土遺物は、七九片を数える。中近世と思われる土師器、陶磁器、燻瓦が主体で、このほかに炆器質の土管、ガラス片、埴塼、鉄釘などがある。火を受けたものが多い。

土師器(第36図1~4) 皿の破片が多い。1は、口径が小さく、口縁部に煤が付着した灯明皿である。2・3は、口径が大きく、その受皿



第36図 大光明寺陵出土遺物実測図(1/4 ただし4・6は1/2)

にふさわしい。両者とも口縁部は折返し風に肥厚し、横の方向の撫でが施こされる。胴部以下には、指押さえの痕跡を残す。肌色を呈し、繫つながほとんど混っていない精良な粘土を用いる。4は、手捏ね。精良な粘土を用いるが、焼成が良くない。

陶器(第36図5・7・8) 5は皿と思われる、口縁部が大きく外に開く。内外面に灰白色の釉を施す。同じく皿7は、胴下部以下に削りを加えて高台を造り出す。内外全面に灰色の釉を施す。8は、灰緑色の釉を

施す飯碗である。これらのほかに、火を受けた碗の底部などがある。

磁器(第36図6) 明るいコバルトを用いた染付が多いが、実測に耐えるものは少い。また明るい黄緑色の大型の鉢もある。6は、極く小さな播鉢で、片口をもつ。

瓦(第36図9・10) 燻瓦が多く、鬼瓦片を含む。火を受けたものもある。9は布目のある筒瓦、10は三巴の瓦当である。

埴塼(第36図11) 埴塼の破片が三点出土した。いずれも火を受けて固く焼きしまっているが、海綿状の組織を示す。図上復元した11によれば、小型で半球形を呈する。

砥石(第36図12) 12は破片であるが、二面に平滑な研磨面が認められる。粘板岩。火を受けている。

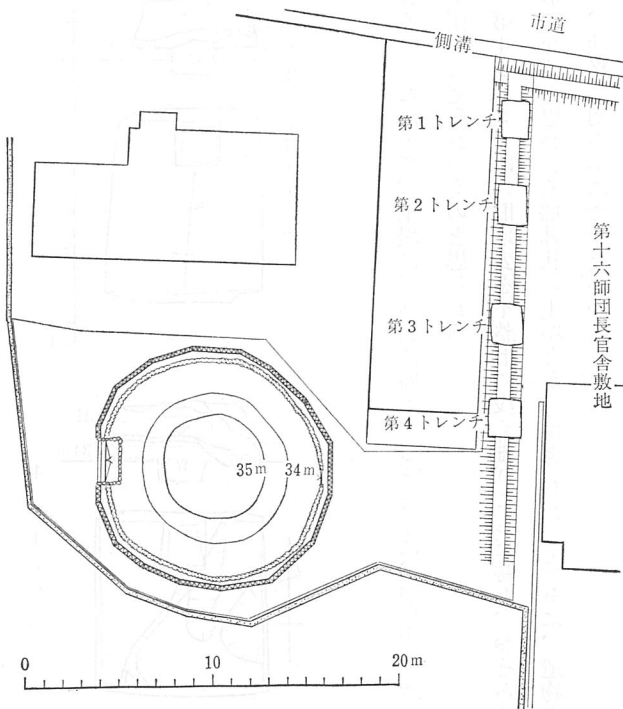
(笠野 毅)

### 沓塚陵墓参考地通行路改修工事区域の調査

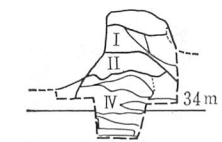
沓塚陵墓参考地は、大戦後に、進入路を失ったが、南北に伸びて市道に取り付く土堤敷が近畿財務局から管理換えになり、土堤を撤去し、参道として整備することとなった。『京都市遺跡地図』『同台帳』によると「深草廃寺」北西隅に近接し、ここの南方近くは「深草中学廃寺」とされる遺跡である。当該地は、その遺跡の範囲外であるが、念のため発掘調査した。なお参考地は戦前には、第十六師団の構内にあり、参道予定

地の土堤の東にある、市道に面した区画は、旧師団長官舎敷地である。その南西の一面にある民家のあたりに厩舎があったといわれる。したがって、参道にしようとする土堤は、旧師団長官舎敷地の西を画した土堤と考えられる。ちなみに、市道に面した同敷地の北にも、この土堤の延長が認められ、その中程を切って小口に煉瓦を台形に積み上げた門口が残っている。

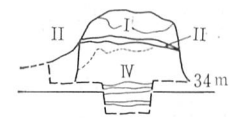
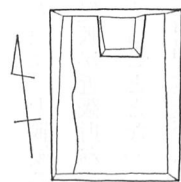
調査は、昭和五十五年一月二十二日から三日間行なった。撤去する土堤に幅二メートル、長さ一・二〜一・八メートルのトレンチ四本を設け



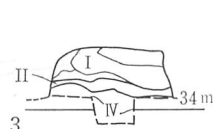
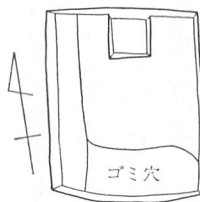
第37図 沓塚陵墓参考地トレンチ位置図 (1/400)



1 第1トレンチ



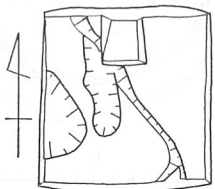
2 第2トレンチ



3 第3トレンチ



4 第4トレンチ



第38図 杏塚陵墓参考地トレンチ平面および断面図 (1/80)

て海拔三四・一メートル前後のレベルまで掘り下げた(第37図)。その結果、土堤は旧地表上に盛土したものであり、また旧地表を掘り下げた落ち込みが検出されたが、保存を要する遺構は認められず、遺物も出土しなかったので、予定通り工事を実施した。工事中にも掘削に職員が立ち会ったが、遺構・遺物等は検出されなかった。

標準的な地層は次のとおりである(第38図)。

I層 盛土

II層 旧地表

III層 旧地表を切って掘り込まれた落ち込みの埋土

IV層 地山、粘土及び砂の互層よりなる自然堆積層

現存する土堤は、両法面を削りとられているが、旧師団長官舎の北側に遺る土堤や陵墓地形図からみて、本来、その断面は整った台形で、官舎の敷地は、旧地形を現在の地表と同じレベルに削平したものと考えら

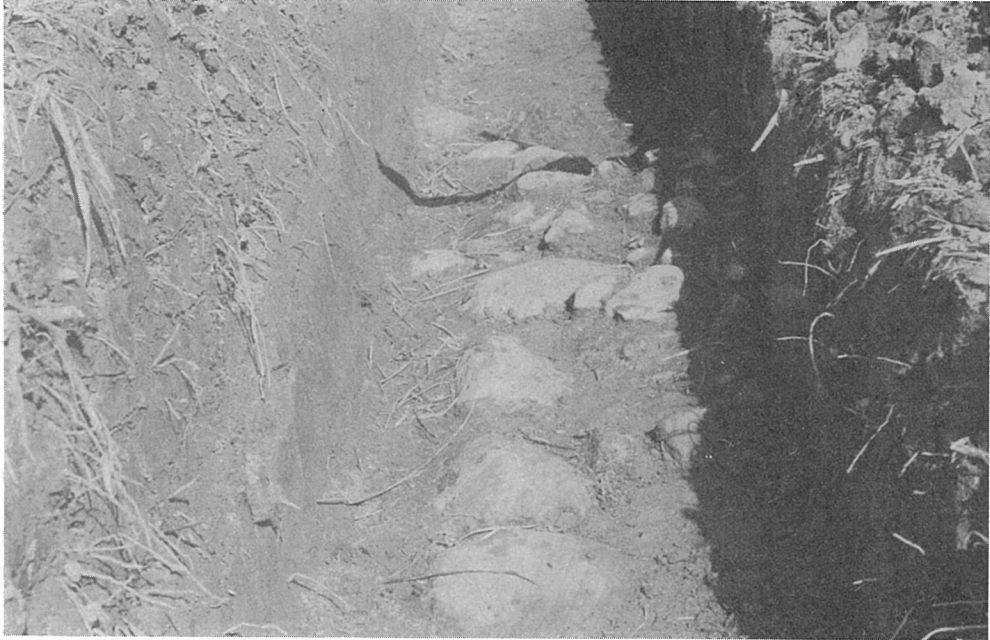
れる。したがって、土堤は旧地表に盛土するとともに、旧地表、地山をも削って造られたものと思われる。

第4トレンチに、旧地表を不整形に浅く掘りこんだ跡と、おそらく円形になると思われる擂鉢状の土窟とが見出された。ともに、遺物もなく、性格も明らかにできなかった。

(笠野 毅)

#### 檜隈坂合陵外堤護岸及び漏れ止工事箇所調査

欽明天皇の檜隈坂合陵の整備工事に立ち会ったところ、事前調査の第12トレンチと第13トレンチ(本誌前号に報告済み)の間で、二箇所に入為的な礫群が検出された。ともに養生して、外堤護岸の下に保存した。礫群の一つは、径三五〜四五センチ程の円礫を、護岸工事基礎掘方に



第39図 檜隈坂合陵礫群の出土状況

沿って列べ、この上に墳丘と同じ傾斜をもつ（すなわち、外堤法面とは逆勾配になる）ように径一〇センチ前後の円礫を置く。掘削床面に長さ三・五、幅〇・七メートルにわたって露出している（第39図）が、ボーリングステッキの探査によれば、長五、幅一・六メートル以上の範囲にひろがる。この礫群の直上から、少し角のとれた須恵器の小破片が、遊離した状態で出土した。円礫は花崗岩や砂岩。礫群を覆う土は、外堤の自然堆積土層と思われる。この礫群の性格は不明である。

もう一つの礫群は、拝所の入水口の下にある。径五〇〜六〇センチの角のとれた大きな礫を主体に、五〜一五センチの小礫を混ぜ、これら大小の礫を雑然と盛り上げて置いている。入水口に付属する施設たとえば水たきではないかと思われるが、確証はない。

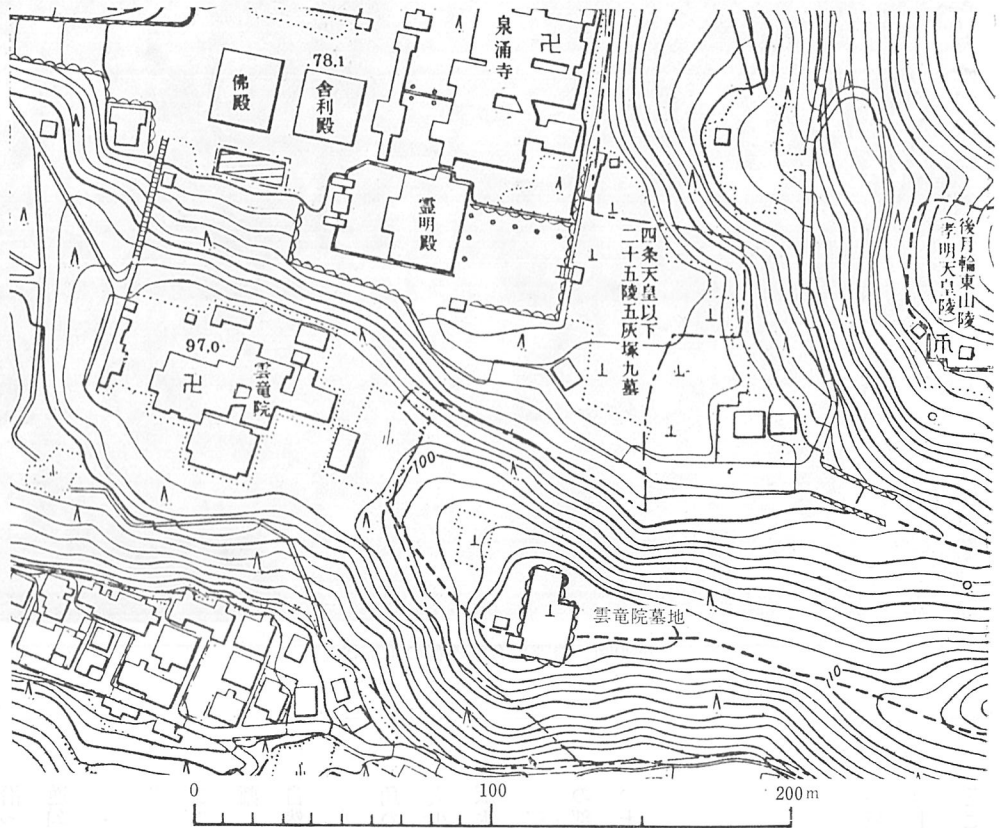
二つの礫群は、護岸工事に際して次のように保存した。基礎は、礫群の部分に打たず、礫群を粘土で目潰しをしてビニールシートで覆い、この上に石積みをした。このほかに遺構・遺物は検出されなかった。

（笠野 毅）

#### 泉涌寺雲竜院内陵墓地土塀改修工事箇所調査

泉涌寺雲竜院内陵墓地（後光厳天皇分骨所以下二分骨所一灰塚五墓）の土塀が老朽化したのでブロック塀に改めることとなった（第40図）。

そこで昭和五十四年十二月に旧土塀を基礎から撤去してその跡に新たに



第40図 雲竜院内陵墓地の位置 (1/2,500)

基礎溝を掘削したところ、後述する遺構遺物が出土したので、十二月十八日に調査を実施し、遺構の実測と記録写真の撮影を行なった。

基礎溝の規模は幅〇・四メートル、深さ〇・七メートル、総長七九・五メートルである。

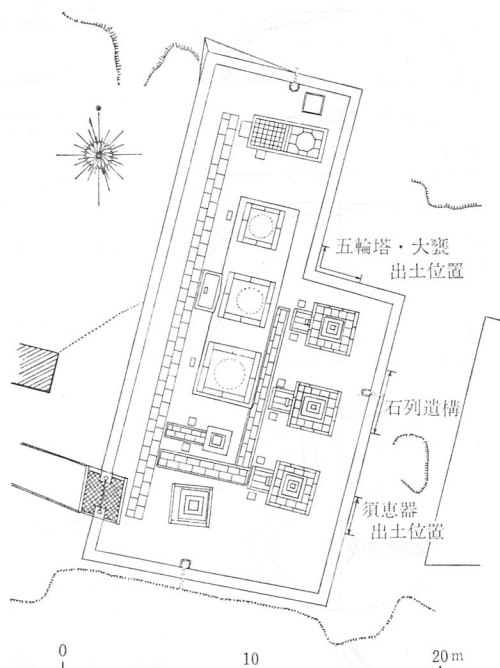
土相は単純で、旧土塀設置時の埋土以外は、表土下に赤色小石混り土層がみられるだけである。周囲の地形からみて、当該地は相当削平されているものと思われ、赤色小石混り土層は地山であろう。

土塀東側の基礎溝の南北二地点からは、遺構・遺物が検出された(第41図)。

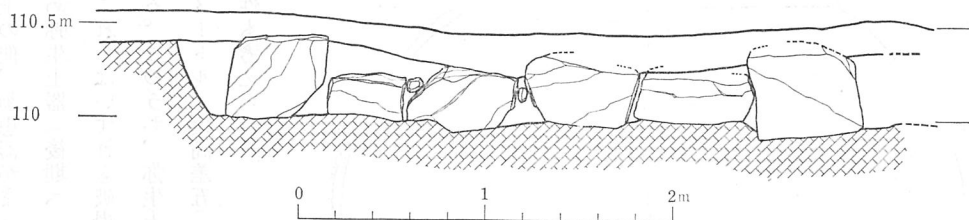
北側では五輪塔の地輪・水輪が各二、火輪が一など(図版五一)と陶器の大甕が出土した。五輪塔は掘り込みの中に投げ込まれた状態で出土したが、隣接の民墓と関係するものであろうか。大甕は据えた状態を示しており、座棺として使用したものであろう。

南側では南端の境界線より北に四・五〜六メートルの間、地表下約〇・三メートルから古墳時代の須恵器ばかり十数点が出土したが、これらは遺存状態の良好なものが多く、移動した形跡はあまりない。また時期的には同一型式であることが注意される。一方、その北側では長

さ〇・四〇・六メートル、高さ〇・三〇・五メートルの石材六個が南北の方向に一直線に並んでおり、基礎溝の東側にその側面をみせていた（第42図）。この石列の総長は三・四メートルで、その南端と既述の須恵器出土地点の北端との間は三・五メートルを測る。石列の北側では石列設置に伴う掘り方を確認したが、これは石列底部から斜め上方にまっすぐ延びている。しかし、石列の南側は攪乱のために掘り方はみいだせなかった。また石列の周辺からは、石列の石材と形状のよく似た石材数個が不規則な配置で出土した。以上に述べた、石列ならびに周囲の石材は、もとは横穴式石室の壁石で、破壊を受けた後、その一部が、恐らく旧土塀基礎の補強用としての石列に転用されたものと思われる。そし

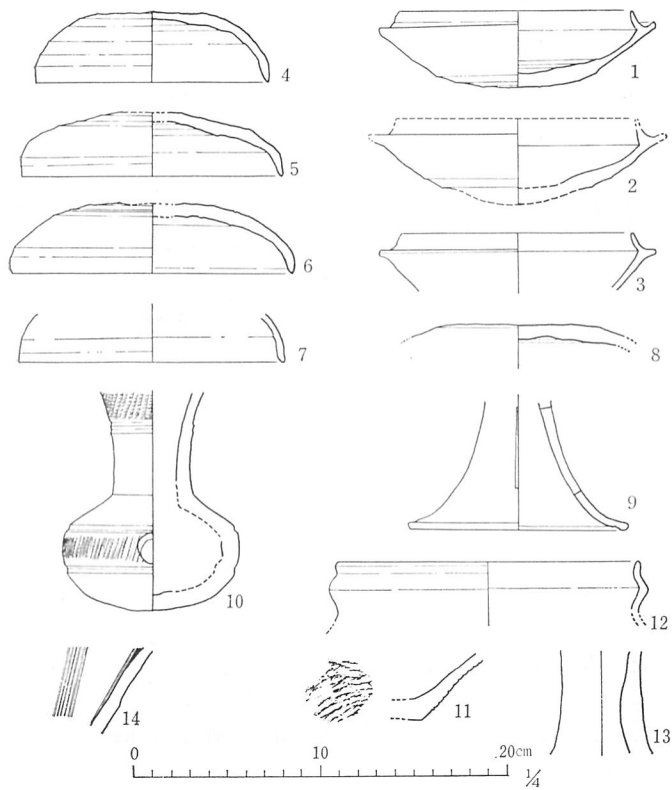


第41図 雲竜院内陵墓地遺構遺物出土位置図 (1/400)

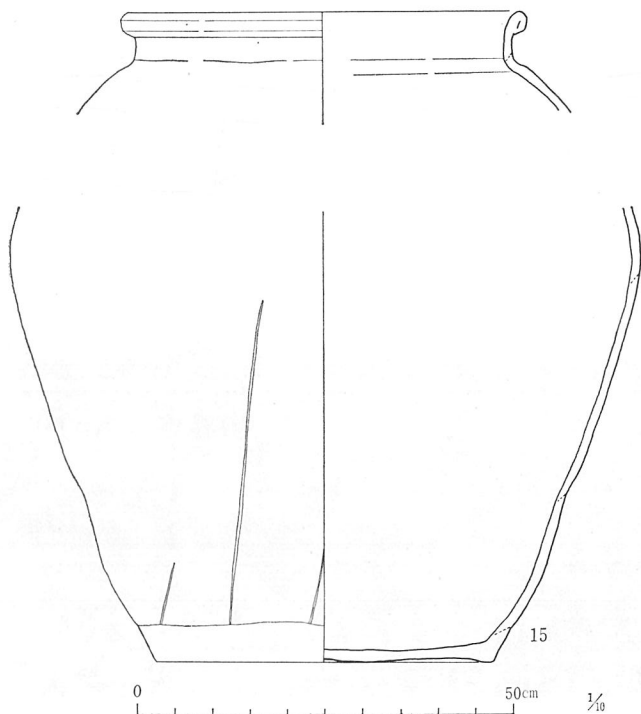


第42図 雲竜院内陵墓地の石列遺構（側面図：1/40）

て須恵器は横穴式石室墳に伴う副葬品であったと考えられる。この場合、石列を横穴室石室の転用と考える理由は次のとおり。仮に石列北端の石を奥壁にみたてるならば、この石の底部は他の石より深いのが普通であるが、実際はほとんど水平である。そして、石列の部分からは遺物の出土がなく、南にやや離れた地点から須恵器が出土した。これらはほとんど折損がなく、原位置もしくは極く近い位置にあったと思われる。



以上の他、須恵器がまとめて出土した地点の上方からは、須恵器をはじめ弥生土器（後期）、陶器、瓦などの小片が混在した状態で出土した。これらはいずれも破損が激しく、出土層位からみて攪乱されたものである。このうち、弥生土器については、この陵墓地の立地（標高約一〇メートル・比高差五〇メートル）からみて、高地性集落の存在した可能性も考えられる。



第43図 雲竜院内陵墓地出土遺物実測図



以上の調査所見から工事による遺構・遺物の破壊はないものと判断し、予定通り施行した。その際、既述の石列は枡板で養生し、保存をほかった。

出土遺物は一二九点を数えるが、その大部分は陶器の甕の破片で同一個体である。従って個体数としては二〇点あまりとなり、上記陶器の甕の他は須恵器が一〇点ばかりと、少量の弥生土器、瓦などがある。

須恵器には杯身・杯蓋、高杯、甕があるが、いずれも同一型式である（図版五2、第43図1～10）。

杯身（1～3） 計測できた三点は、いずれも口径一二・五～一三センチ、高さ四～四・五センチ。すべてたちあがりは内傾度が著しい。体部は底部から内彎ぎみにのびており、両者の境界は厚みが変わる以外明瞭でない。

杯蓋（4～8） 口径は小形のもの（一二・五センチ）が一点の他は一四～一五センチの間で、高さは三・五センチ前後である。いずれも天井部と体部の境は不明瞭で、わずかに角度を変える程度である。

高杯（9） 底径一一・五センチ。長脚二段透し高杯の脚部である。透しは長方形で上下とも三箇所あったと思われる。脚端部には帯状のわずかな高まりがある。

甕（10） 最大腹径九・五センチ。口縁部を欠くが、体部に対し大きくラップ状に開く口頸部をもつ型式である。頸部には二条の凹線があり、その上には櫛描波状文が施されている。体部には櫛描列点文をめぐ



第44図 雲竜院内陵墓地出土大甕胴下部（細部）



らし、その上下に各一条の凹線を配している。

弥生土器には甕と高杯があり、畿内第V様式に属するものである（第43図11～13）。

甕A（11） 外面に叩き目を有する甕の底部である。叩き目は荒く四ミリの間隔がある。胎土には砂粒（一～二ミリ）を多く含み、色調は赤褐色を呈す。

甕B（12） 器高の低い甕の口縁部である。胎土には砂粒を多く含むが、甕Aや高杯に比して器壁は薄く、色調も淡い。これは土師器とすべきものかもしれない。

高杯（13） 高杯脚の筒部である。胎土、色調とも甕Aに類似している。

陶器には擂鉢と大甕がある（第43図14・15）。

擂鉢（14） 内面に叩き目を施した擂鉢の体部片である。色調は赤褐色を呈する。

大甕（図版六、15） 口径五二センチ、底径四五センチ、胴径八四センチ。高さは肩部が若干欠失しており正確ではないが、八五～九〇センチの間と思われる。口縁部は折り返して玉縁につくる。玉縁の断面はやや細長く楕円形に近くなるが、突帯状にまでは至らない。口縁部の下は短く直立ぎみの頸部となる。一方、底部から外上方にまっすぐのびた胴部は高さ五五センチの所で径が最大となり、これより内傾して頸部につながる。成形は五ないし六分割してなされ、これをつないだものと思わ

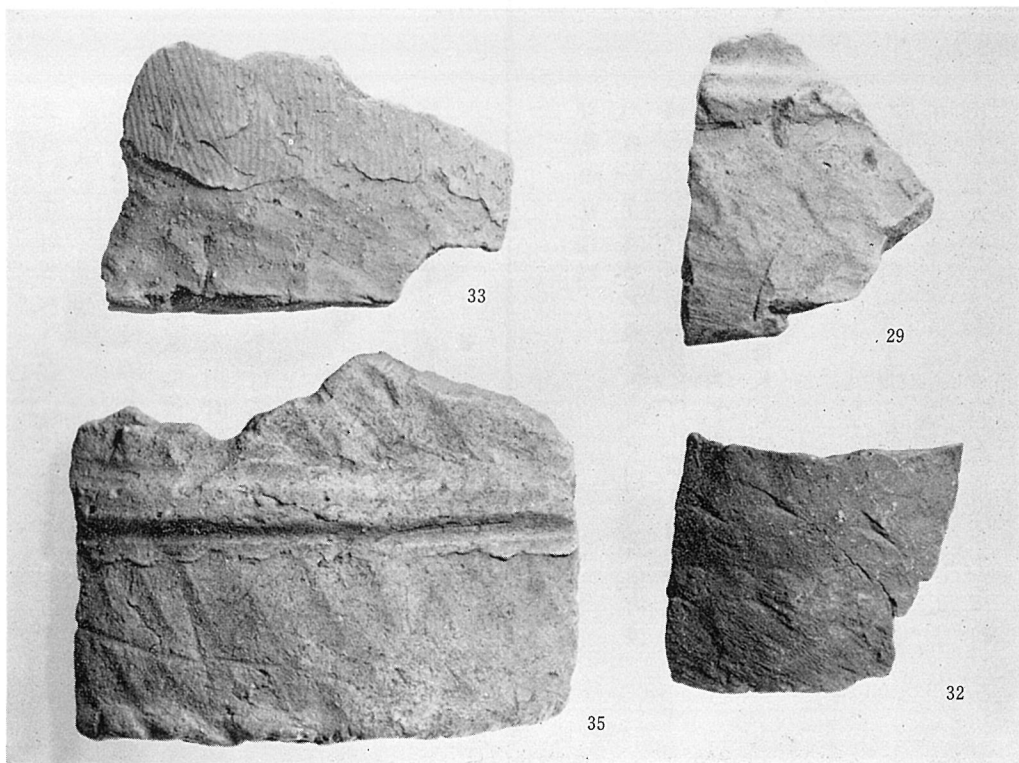
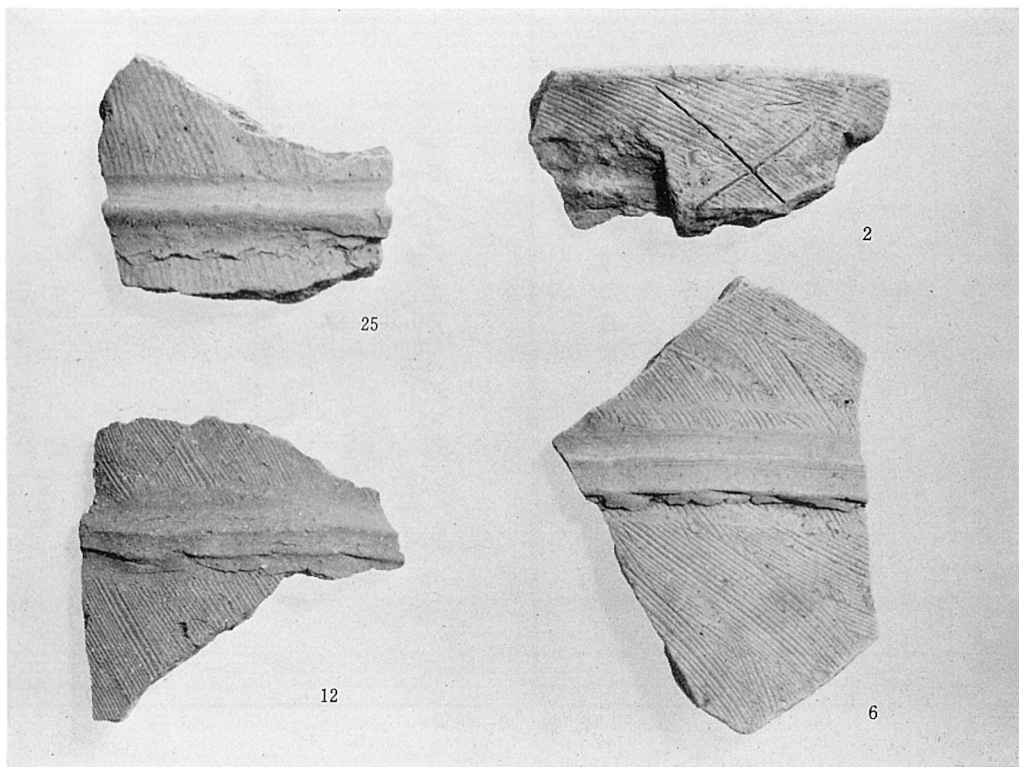
れる。調整は全体に削りを基調とし、内面や外底面にまで及んでいる。両面とも胴部の上半は横に、下半は縦に削る。削り面の所々に、低い鋭い段差がみられる。恐らく、鉄刀子を用いて削ったものと思われる。

なお、外面胴部下半に、縦位の条痕が数箇所みられる。そして、底部との境には幅五センチ程のくぼみが一周している。これは大甕を移動するために紐をかけた跡と考えてよいだろう。胎土は精良で、焼成は非常によく焼きしまっている。色調は両面とも茶褐色を呈すが、外面肩部には灰がかぶり、灰緑色の釉がかかっている。この大甕は、色調とともに、口縁部を玉縁につくり、胴部を削りによって整形する特徴などから備前焼と判断され、その中でも特に大きい部類に属する。口縁部や頸部のつくり、全体のプロポーションからみて、備前焼編年<sup>(1)</sup>の第IV期に属し、室町時代のものであろう。

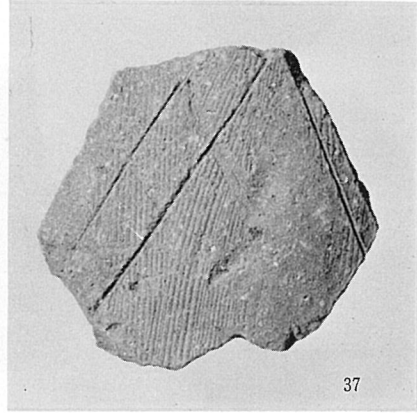
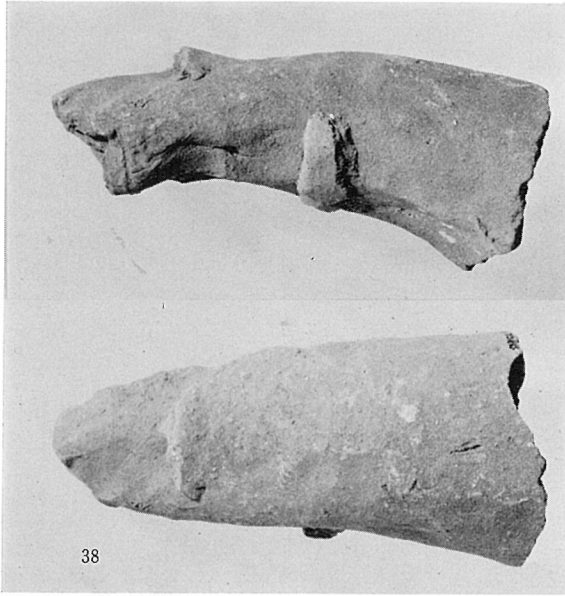
（土生田純之）

註

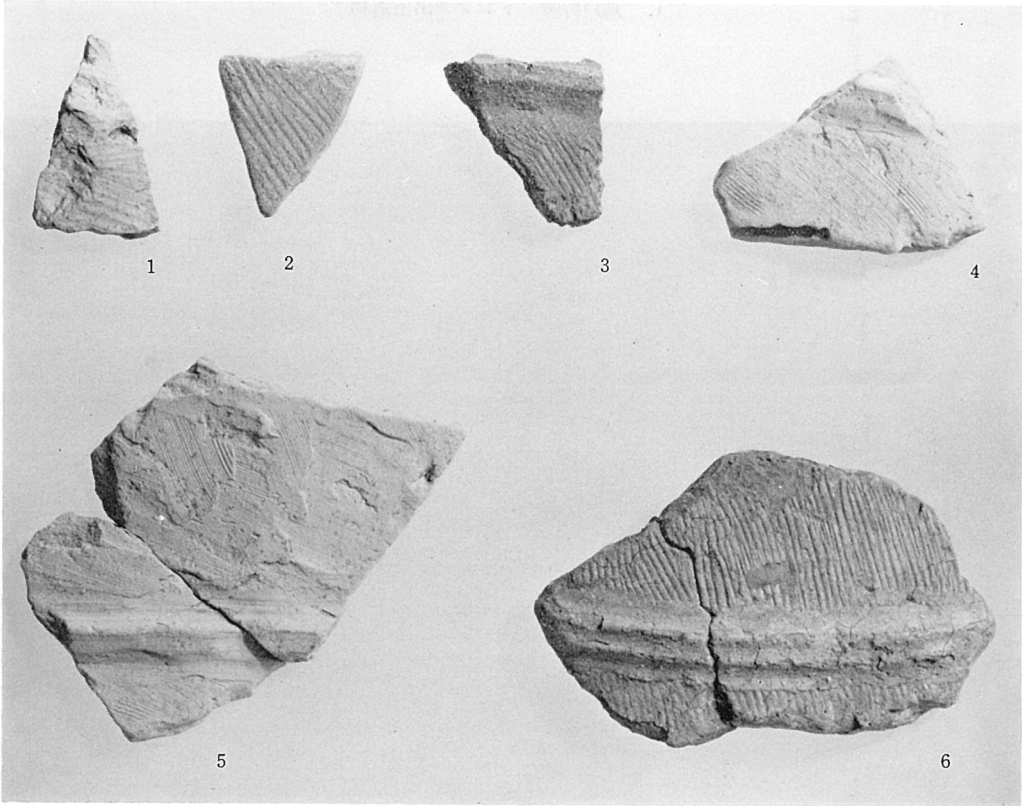
1 間壁忠彦・間壁葎子「備前焼研究ノート」(1)・(2)・(3)〔倉敷考古館研究集報〕第1号・2号昭和41年、5号昭和43年



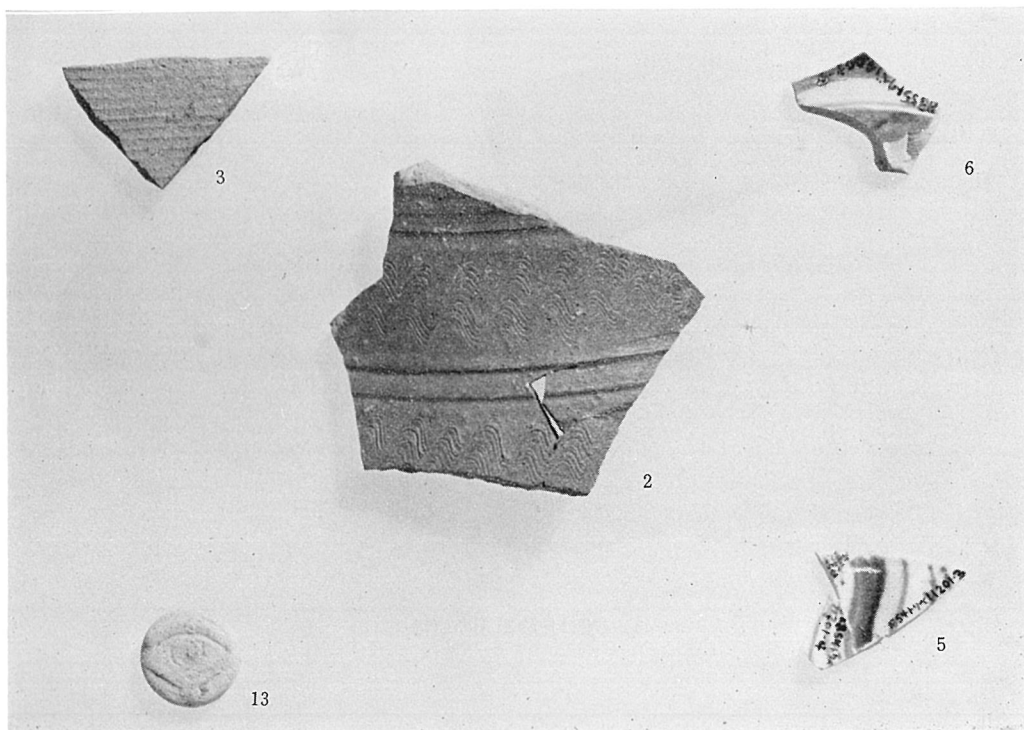
埴口丘陵出土の埴輪



1. 埴口丘陵出土の埴輪



2. 河内坂門原陵 第23トレンチ VI層出土埴輪



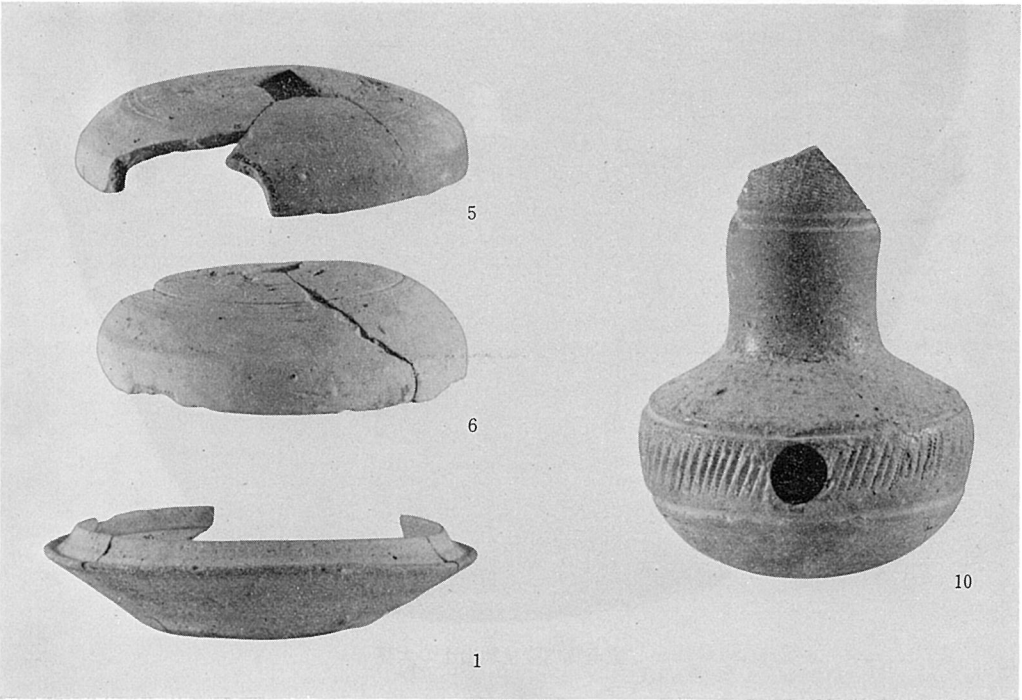
1. 鳥戸野陵 トレンチ出土遺物



2. 大光明寺陵 方形土壙

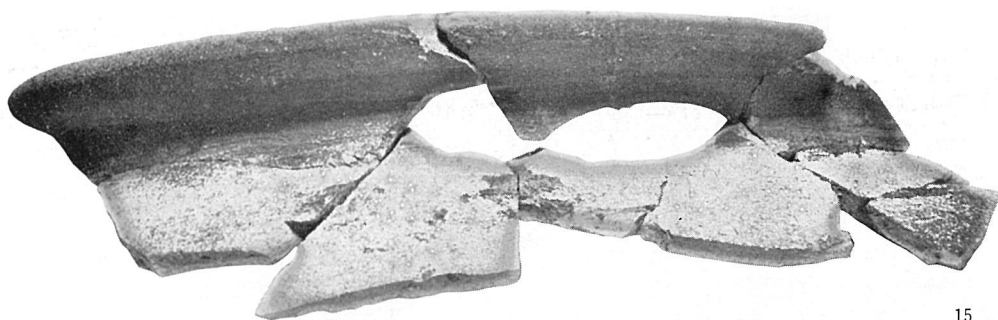


1. 雲竜院内陵墓地出土の石塔



2. 雲竜院内陵墓地出土の須恵器





15



15

雲竜院内陵墓地出土の大甕